

平成21年12月8日から
平成21年12月9日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場 議場

平成21年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月8日)

開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期決定について	4
行政報告及び諸般報告	4
認定第1号 平成20年度標茶町一般会計決算認定について	7
認定第2号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	7
認定第3号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	7
認定第4号 平成20年度標茶町老人保健特別会計決算認定について	7
認定第5号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について	7
認定第6号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	7
認定第7号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	7
認定第8号 平成20年度標茶町病院事業会計決算認定について	7
認定第9号 平成20年度標茶町上水道事業会計決算認定について (平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)	7
陳情第2号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての陳情 (総務委員会報告)	8
総務委員会所管事務調査報告	9
厚生文教委員会所管事務調査報告	10
陳情第3号 新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に 反対する意見書採択に関する陳情	12
陳情第4号 道立衛生学院の存続を求める陳情	12
一般質問	12
川村多美男君	12
林博君	17
深見迪君	22
菊地誠道君	32
議案第70号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について	40
議案第71号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について	40
議案第72号 車両の取得について	41
議案第73号 標茶町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について	43

議案第74号	シラトロ運動広場設置条例を廃止する条例の制定について	44
議案第75号	標茶町畜犬取締及び野犬掃とう条例等の一部を改正する条例の制定 について	45
議案第76号	標茶町下水道条例の一部を改正する条例の制定について	49
延会の宣告		52

第 2 号 (12月9日)

開議の宣告		57
陳情第 3号	新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に 反対する意見書採択に関する陳情 (厚生文教委員会報告)	57
陳情第 4号	道立衛生学院の存続を求める陳情 (厚生文教委員会報告)	58
陳情第 5号	次期選挙までに標茶町議会議員の定数を12名以内に削減を求める 陳情	59
議案第77号	平成21年度標茶町一般会計補正予算	59
議案第78号	平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	59
議案第79号	平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	59
議案第80号	平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	59
議案第81号	平成21年度標茶町病院事業会計補正予算	59
議案第82号	平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算	59
時間延長の議決		68
議案第83号	固定資産評価審査会委員の選任について	68
意見書案第 6号	治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての 意見書	69
意見書案第 7号	道路の整備に関する意見書	70
意見書案第 8号	社会的セーフティネットの拡充に関する意見書	71
閉会中継続調査の申出について(総務委員会)		71
閉会中継続調査の申出について(厚生文教委員会)		71
閉会中継続調査の申出について(産業建設委員会)		71
閉会中継続調査の申出について(議会運営委員会)		71
日程追加の議決		72
議案第77号	平成21年度標茶町一般会計補正予算	72
議案第78号	平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	72
議案第79号	平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	72
議案第80号	平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	72
議案第81号	平成21年度標茶町病院事業会計補正予算	72
議案第82号	平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算	72

(議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、 議案第82号審査特別委員会報告)	72
日程追加の議決	73
意見書案第 9号 新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用 に反対する意見書	73
意見書案第10号 道立衛生学院の存続を求め.....	73
日程追加の議決	74
閉会中継続審査の申出について(総務委員会)	74
閉議の宣告	74
閉会の宣告	75

平成21年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年12月8日（火曜日） 午前10時09分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第 1号 平成20年度標茶町一般会計決算認定について
- 認定第 2号 平成20年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
- 認定第 3号 平成20年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
- 認定第 4号 平成20年度標茶町老人保健特別会計決算認定について
- 認定第 5号 平成20年度標茶町土地区画整理事業特別会計決算認定について
- 認定第 6号 平成20年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
- 認定第 7号 平成20年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 認定第 8号 平成20年度標茶町病院事業会計決算認定について
- 認定第 9号 平成20年度標茶町上水道事業会計決算認定について
(平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 陳情第 2号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての陳情 (総務委員会報告)
- 第 6 総務委員会所管事務調査報告
- 第 7 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 8 陳情第 3号 新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書採択に関する陳情
- 第 9 陳情第 4号 道立衛生学院の存続を求める陳情
- 第10 一般質問
- 第11 議案第70号 北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について
- 議案第71号 北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について
- 第12 議案第72号 車両の取得について
- 第13 議案第73号 標茶町民交通障害保障条例を廃止する条例の制定について
- 第14 議案第74号 シラルトロ運動広場設置条例を廃止する条例の制定について
- 第15 議案第75号 標茶町畜犬取締及び野犬掃とう条例等の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第76号 標茶町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（16名）

1番	田中進君	2番	黒沼俊幸君
3番	越善徹君	4番	伊藤淳一君
5番	菊地誠道君	6番	後藤勲君
7番	林博君	8番	小野寺典男君
9番	末柄薫君	10番	舘田賢治君
11番	深見迪君	12番	田中敏文君
13番	川村多美男君	14番	小林浩君
15番	平川昌昭君	16番	鈴木裕美君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

佐藤吉彦君
服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成21年標茶町議会第4回定例会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時09分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
1番・田中進君、 2番・黒沼君、 3番・越善君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月9日までの2日間といたしたいと思ひます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、12月9日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと思ひます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

- 議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。
教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成21年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所

管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下八点につきまして補足し、ご報告いたします。

はじめに、「第37回標茶町駅伝競走大会」の開催であります。

9月26日、32チーム224名の参加者により力走が繰り広げられました。記録ではありますが、小学女子で2名の区間新記録が出ております。

二点目は、「標茶町スポーツ表彰」についてであります。

平成21年度標茶町スポーツ表彰式が、9月26日標茶町駅伝競走大会閉会式会場で行なわれました。

この表彰はスポーツにおいて、優秀な成績を収めた方及びスポーツの振興に寄与された方に対し表彰するものであります。本年度の被表彰者は、6個人1団体であります。

スポーツ活動における全国大会、全道大会において、優秀な成績を収めたものとして、空手の全国大会で活躍した標茶小学校3年石黒翔流君、陸上の全道大会で好成績を挙げた標茶小学校5年中村早緒理さん、スピードスケートの全道大会で優勝した標茶小学校6年松本健太君、卓球の全道大会で好成績を挙げ、全国大会出場を果たした女子ダブルスの標茶中学校3年小場梨央さん同じく標茶中学校3年斉藤千瑛さん、弓道の全道大会、個人女子の部で優勝し、全国大会出場を果たした標茶高等学校3年富田絵未さん、卓球の全道大会で6名の活躍により、女子団体で準優勝した標茶中学校卓球部女子の皆さん。

今回受賞された皆さんが、今後も本町のスポーツの発展、普及に対しご尽力いただけるよう期待するところであります。

三点目は、10月24、25日の二日間の日程で実施された、標茶町出身の女優高橋恵子さんが出演する舞台「細雪」札幌公演を鑑賞する「ふるさと応援バスツアー」についてであります。

参加者募集をした早々から、定員を満たす程の反響で、日頃あまり触れることの出来ない芸術性豊かな舞台を鑑賞し、堪能できたと大変好評を博したところです。

また、高橋恵子さんにも地元からの熱い声援が伝わり、感謝されたとのことでありました。

四点目は、平成21年度文部科学大臣表彰の体育指導委員功労者に桜町在住の本間国秀さんが選ばれたことについてご報告いたします。

本間さんは、本町はもとより、厚岸町、鶴居村でも体育指導委員を務め、昨年3月に退任するまで通算53年間に亘り、若い選手やスポーツ団体の育成に成果を挙げ、地域スポーツの振興に多大な功績があったことが認められ表彰されたものであります。長年のご労苦に対し深甚なる謝意を申し上げます。

五点目は、「標茶町少年の主張大会」についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、家庭や学校及び地域社会の中での体験を通して、日頃考えていることについて主張していただく目的で実施しているものであります。今回は、第28回で関係機関、団体の協力を得て11月

21日標茶町コンベンションホールういずにおいて盛大に開催されました。

発表者については、小学生の部が9校10名の予定でしたが、当日、新型インフルエンザによる学年閉鎖のため2名がやむなく欠場、中学生の部7校8名と合わせて16名により行われました。

小学生の部の最優秀賞には、標茶小学校6年高井雄也君「標茶から広めるエコ」、中学生の部、最優秀賞には、中茶安別中学校2年江本瑞稀さん「あたりまえに感謝して」が選ばれました。

なお、中学生の部、最優秀賞の江本さんには、来年行われる釧路管内大会に標茶町代表として出場していただくことになります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

六点目は、「平成21年度文化講演会」についてであります。この事業は関係団体、個人などによる実行委員会の主催で10月29日に開催されました。19回目を数える今年度は、料理を通しての人生観を話していただける方ということで、料理研究家で長年にわたりクッキングキャスターを務める、星澤幸子さんを招いての講演会開催となりました。

当日は、午前9時から標茶高等学校において、生徒を対象にした料理教室を開催していただき、引き続き午後1時から「豊かな人生は食事から」と題しての講演となりました。

星澤さんは、食事の大切さ、特にその土地にできる物を食べることの大切さを説き、健康で心豊かな人生を送るための方法を、ユーモアをまじえてご教示くださいました。

会場は、300名を超える観客が詰めかけ、アンケート結果でも大変好評で盛会裏に終えることができました。

今後とも文化の香り高い町づくりをめざし、一人でも多くの町民の皆さまに、人の叡智や先見力に学ぶ機会として参加いただきますよう努めてまいりたいと考えております。

七点目は、児童生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

11月8日興部町で開催されました「第32回全道少年少女柔道大会」に出場をした標茶柔道スポーツ少年団所属の標茶小学校3年の北村里菜さん、前畑鈴音さん、藤本安理さんの3選手が小学校女子低学年の部・団体戦において、見事全道制覇を果たしたところであります。

また、管内中学校野球部員で構成する「釧路Kボールクラブ」、部員11名中6名、標茶中学校野球部員が所属しており、10月に行われた北海道知事杯争奪KB秋季大会において、見事優勝し、11月20日から千葉県で行われた第4回KB全国中学生秋季大会に出場したものであります。結果は、一回戦、高知県代表と対戦し延長の末、惜しくも敗退したところであります。

今後、それぞれ更なる活躍を大いに期待するものであります。

八点目は、図書の受贈についてご報告いたします。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶古本市の会から児童図書43冊（76,650

円相当)の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,240冊(172万7,100円相当)となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

◎認定第1号ないし認定第9号

○議長(鈴木裕美君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定9案に関し、付託いたしました平成20年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長に対する質疑をおこないます。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、認定9案を採決いたします。

認定9案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定9案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎陳情第2号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。陳情第2号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長・田中敏文君。

○総務委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 総務委員会陳情第2号の報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情第2号、治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての陳情について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は6月16日、8月11日、11月17日に委員会を開催し、審議を行いました。

本陳情は、治安維持法が制定された1925年から廃止されるまでの20年間に、逮捕、送検、虐殺、拷問、虐待などに対して、国が治安維持法犠牲者に、謝罪と賠償を求めるものであり、審査の結果、願意妥当と認め、本委員会は採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書については総務委員会の発議とすることとなりました。

以下、内容を説明いたします。

陳情審査報告。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

陳情第2号、件名、治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める陳情。

審査の結果、採択すべきもの。

以上であります。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

陳情第2号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立多数であります。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

◎総務委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。総務委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長・田中敏文君。

○総務委員会委員長（田中敏文君）（登壇） 総務委員会所管事務調査報告書。

調査日、平成21年11月17日、調査場所は標茶町役場議員室。

調査事件。

（1）無線LANの利活について

（2）地デジの町内の状況について

出席者は印刷配布のとおりであります。

調査の経過。

無線LANの利活について、地デジの町内の状況について、総務課、企画財政課より資料に基づき説明を受け、各委員から質疑を行った後、本調査に関する意見交換を行い総務委員会としての所見をまとめた。

主な説明内容は印刷配布のとおりであります。

また、主な質疑内容も印刷配布のとおりであります。

調査の結果及び委員会の所見。

無線LANの利活については、点在するブロードバンド・ゼロ地域が解消でき、ADSLと同等程度の通信環境が確保できる。

また、初期投資を抑えランニングコスト面も重視し無線LAN方式を選択している。今後は、利用者を増やす努力が必要である。

利活については、児童・高齢者の見守り、遠隔医療、学習支援、テレワーク、地場産業、農業の活性化、観光振興、交通支援、防災システム等、多様な活用をすべきである。

地デジの町内の状況については、地上デジタル放送の開始にあたっては、難視聴地域

の完全解消と経済的に困窮度の高い世帯等に対する必要な補助等支援を行い、すべての住民が利用できるようにすることが今後の重要な課題である。

以上、無線LANの利活について、地上デジタル放送の町内の状況について、所管事務調査終了の報告といたします。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） ただいま、総務委員会の中で報告いただきましたが、特に地デジの調査の状況について、所見を報告いただいた中で、大変、町内町民共々、標茶町の地デジにつきましては、特に難視聴というエリアがございます。この中で、所見の中で大変今後の重要な課題ということで報告いただきましたが、今後の行政側の、つまり、難視聴エリア地区につきましては、どのような計画があったかという点は、ご討議いただいたのかなど、その点だけお聞きをしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 総務委員会委員長・田中敏文君。

○総務委員会委員長（田中敏文君） 資料に基づき、電波状況、あとアンテナの基地局と説明を受け、1次調査の部分の地区、それから第2調査を行った経過、約700世帯という難視聴地域がありました。それを今、北海道総合通信局という形の中で今後調査を進め、町としても同時に難視聴を移行する時期までに、解決をしたいという方向性の町の考えをいただきました。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・川村君。

○厚生文教委員会委員長（川村多美男君）（登壇） 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1、調査事項。

（1）標茶町ごみ処理基本計画について

（2）ごみ処理施設の現状と今後のあり方について

であります。

調査日時、平成21年7月31日、調査場所、標茶町役場議員室。調査日時、平成21年11月16日、調査場所、標茶町ゴミ処理施設、標茶町役場議員室。

1 調査事件。

(1) 標茶町ごみ処理基本計画について

(2) ゴミ処理施設の現状と今後のあり方について

2と3については、印刷のとおりでございますので割愛をさせていただきます。

4 調査結果及び委員会所見。

標茶町は平成4年7月に国の方針に沿い、一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進の方針を定め、①生ごみの循環的利用に対する補助制度の創設、ごみ処理手数料の有料化等によるごみ減量化の推進。

②資源ごみの拡大、金属くず等の資源化の推進、焼却施設、リサイクルセンターの整備。ダイオキシン類対策による焼却施設改修に取り組んできた。

標茶町ごみ処理基本計画は平成21年3月から平成25年度までの計画であり、主に一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、処理に関する方針・計画、廃棄物に関するその他の方針が第1章から第6章に分けて計画されている。

ごみ処理施設は平成5・6年で建設され平成7年4月に稼働、平成14年にダイオキシン対策を実施。建設年度からすでに14年が経過しているが、ダイオキシン対策で平成17年にバグフィルターを一部交換、さらに今年度はバグフィルターを全て交換する。

平成12年3月に釧路支庁管内ごみ広域処理基本計画が策定され、1市4町1村（当時）を構成団体とする釧路広域連合が設立。平成17年からごみの広域処理が行われている。

本年4月からは、弟子屈町が燃えるごみを釧路広域連合の処理施設に般入している。本町の現有施設廃止後の処理方法として釧路広域連合に加入した場合（21年度加入時試算。21年度から32年度までの12年間）建設負担金・公債費負担金・運営費の合計で3億6,258万円（年平均3,021万5,000円）で、加入負担年額3,021万5,000円＋運搬経費等1,700万円となる。釧路広域連合加入による現有施設の経費削減額は（燃料費・光熱費・修繕費・維持管理費等）同額程度と試算（4,700万円程度と見込まれる）されている。本町の焼却施設の耐用年は平成24年度で、施設の起債償還も平成24年度で終了する。

本町の最終処分場は、今後15年間程度埋め立てが可能な状況ではあるが、産業廃棄物処理（農業廃プラスチック・建設廃材）等の課題もある。

また、新たな処理方法として、廃棄物（燃えるごみ）の燃料化（炭化）、廃棄物の焼却処分による熱エネルギーの利用、細分別による資源化に先進的に取り組んでいる地域もあり、一般廃棄物及び産業廃棄物を含めた新たな廃棄物の処理方法、施設の整備や釧路広域連合への加入の是非など、経費を含めた行政の判断が求められる時期がくると想定されることから、本委員会は廃棄物処理を引き続き検討していく必要があると考える。

以上で、報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎陳情第3号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。陳情第3号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第3号は、厚生文教委員会に付託いたします。

◎陳情第4号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。陳情第4号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第4号は、厚生文教委員会に付託いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君）（発言席） 通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思っております。

新型インフルエンザワクチン接種状況と今後の対応についてでございます。

世界的な新型インフルエンザ感染拡大により、本町においても特に小中学生の感染が広がり、その都度、学級、学年、学校閉鎖など感染拡大防止対応をされてきているが、本格的な冬に入り再流行が懸念されることから伺う。

本町における新型インフルエンザの患者発生は、8月を振り出しに11月初めまでに乳幼児から80歳代まで224名と聞く。それに伴い、感染拡大の防止から特に小中学校では学級・学年・学校閉鎖を余儀なくされ、その分授業時間が削られたと思うが、子供の授業時間減の影響はあるか。あるとすればどの程度か。

例年通り12月から1月にかけて冬休みに入ると思うが、授業時間が削られた分、授業の遅れや学力の低下が心配されるが、冬休み期間を短縮して授業に当てることは考えているのか。

今回の新型インフルエンザは、釧路管内でも患者の7、8割が5歳から14歳に感染が集中している。釧路市内の小中学生男児（10歳）が、新型インフルエンザに罹患して11月9

日夜に亡くなりました。同じ小学生を持つ保護者達は心を痛み、「子供を対象にした新型ワクチンの接種を急いでほしい」と声を上げる（釧路新聞）とあったが、本町の小学生のワクチン接種の進捗状況はどうか。今後、小中学生などの感染拡大の防止からも、集団的な接種を行う考えはないのか。

基礎疾患を有する方と、1歳から就学前の幼児に対する新型インフルエンザワクチンの予約が始まったとチラシでの広報がありましたが、現在までの予約状況はどうか。また、医療機関での接種開始は12月4日とされているが、ワクチンの確保は万全か。

妊婦さんの新型インフルエンザワクチンの予防接種状況はどうか。又、何らかの事情で未接種の妊婦さんへの今後の対応はどうか

本町唯一の医療機関である町立病院にこれまで新型インフルエンザワクチンの供給はどの程度あったのか。今後、ワクチン接種は町民の希望になると思いますが、町立病院では現時点でどの程度の量・人数分を確保していくお考えか、供給見通しについてはどうか。

100年に1度という世界的な大不況からいまだに脱却できない状況下でもあり、国の方針では生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方は、接種費用が免除と認識するが、本町においても不景気による失業者等、経済的に生活が苦しい方もいる。ホットな思いやりのあったかい施策として、「妊婦さんや基礎疾患のある方、1歳未満児の保護者、1歳から就学前の幼児、小学1年生から高校生、優先対象者で身体的理由から予防接種できない人の保護者、65歳以上の高齢者」に対し、接種費用の助成（半額又は全額）をすべきと考えますが、町長、教育長のご所見を伺いたい。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 13番・川村議員の新型インフルエンザワクチン接種状況と今後の対応についてのお尋ねにお答えをいたします。

新型インフルエンザ対策につきましては、9月16日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、感染拡大の防止に努めてきたところであります。

新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、死亡者や重症者の発生をできるだけ減らすことを目的に、10月1日、国の新型インフルエンザ対策本部が「新型インフルエンザワクチン接種の基本方針」を定めたところであります。

この基本方針では、国がワクチン接種の実施主体として、ワクチンの確保を行なうとともに、ワクチンの接種については、医療機関が国と委託契約を結び、受託医療機関として接種を実施することやワクチンの生産量に限りがあることから、接種の優先順位を設定し、ワクチン接種希望者に接種することとされているところであります。

お尋ねの一・二点目につきましては、後ほど教育長から答弁をいたしますけれども、三点目の小学生のワクチン接種の進捗状況であります。小学1年生から3年生までは、12月7日から接種予約が開始され、接種は12月17日からの予定となっております。

また、小中学生の集団的接種につきましては、受託医療機関であります町立病院、教育委員会及び担当課で協議しておりますが、ワクチンの製造が10ミリリットルのバイアルが

主でありますことから、供給されるバイアルにより、ワクチンが無駄にならないよう集团的接種を含め接種方法を検討してまいります。

次に基礎疾患を有する方と1歳から就学前の幼児に対するワクチン接種の予約状況ですが、全ての受託医療機関における予約状況は把握できませんが、受託医療機関であります町立病院における予約状況は、12月2日現在、基礎疾患を有する方は98人、1歳から就学前の幼児は88人で、幼児の接種は小児科医が2日間勤務する12月21日を予定しております。

また、ワクチンの確保であります。ワクチンの供給に関しては、国が一元管理の下、都道府県が国と委託契約を結んでいる受託医療機関からの注文により、各受託医療機関へ供給することとされていますが、国からの供給量に限りがあり、各受託医療機関からの必要数を確保できる状況にはありませんが、町立病院においては、1ミリリットルバイアル40本、60人から90人分を確保している状況であります。

次に妊婦のワクチン接種状況であります。町立病院で接種した妊婦は、12月2日現在、15人で、そのうち町内居住は8人が接種を終了しております。

今後のワクチン未接種の妊婦の対応であります。前段も申しあげたとおり、ワクチンの接種につきましては、本人が希望することが条件でありますことから、妊婦相談等の機会にワクチン接種の意思確認をおこなってまいります。

次に町立病院における新型インフルエンザワクチンの供給状況は、医療従事者用として106人分、基礎疾患を有する方は90人分、妊婦用として15人分を確保し、12月5日までに接種を終了しております。

また、1歳から就学前の幼児用については、前段申し上げたとおり、60人から90人分を確保している状況です。

なお、今後のワクチンの供給については、接種希望者の申込状況を見て、北海道への供給依頼期限である12月14日、24日に申込みを行ない、対応をしてまいります。

ワクチン接種費用の助成であります。新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、基本方針にあるとおり、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的としていること、ワクチンの接種についてはワクチン接種を希望することが原則とされていること、ワクチンの供給を含め国が主体となって接種することとされ、優先接種者のうち、生活保護受給世帯に属する者及び市町村民税非課税世帯に属する者については、市町村が実施主体となり接種費用の一部又は全額を助成する低所得者対策が講じられているところであります。

優先接種者に対し、接種費用を助成すべきとお尋ねですが、今回の新型インフルエンザワクチン接種は、予防接種法に基づく疾病に指定されていないこと、接種については接種を希望する者が原則であること、国の基本方針にある接種費用の助成は低所得者対策であることなどから、国の基本方針どおり優先接種者のうち、生活保護受給世帯に属する者及び市町村民税非課税世帯に属する者への全額助成としつつ、本町といたしまし

ては、接種回数が当初の2回から1回になる優先接種対象者が拡大していることから、優先接種対象者以外へのワクチン接種が可能となった場合、接種費用の助成対象者の範囲を拡大し、優先接種者以外でワクチン接種した者のうち、生活保護受給世帯に属する者及び市町村民税非課税世帯に属する者に対しても、接種費用の全額を助成することとし、本定例会において予算措置を提案しているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き教育委員会に関してのご質問にお答えいたします。

一点目の新型インフルエンザ流行に伴う授業時数についてであります。現段階で小学校9校中5校、中学校7校中6校が新型インフルエンザ感染防止のため学校閉鎖や学年、学級閉鎖を実施しております。

学習指導要領では、小学校高学年と中学校の年間総授業時数を980時間と規定しておりますが、本町の各学校においては吹雪や季節型インフルエンザ感染防止による授業の遅れなどに対応するため、予め学習指導要領の基準より多めに時数を確保しているところであります。

また、この度の新型インフルエンザによる学校閉鎖や学年、学級閉鎖を行った学校においては、年間の授業時数確保のため、子どもの負担に考慮しながら週の授業時数を増やしたり、行事の時数を縮小したりしながら対応しているところであります。

そのため、多くの学校においては授業時数確保に影響はないものの、標茶小学校、虹別中学校の三学年においては、学校閉鎖等を実施した曜日等の違いにより、授業時数確保が難しい状況であります。

二点目の冬季休業の短縮についてであります。標茶小学校と虹別中学校三学年については、子ども達の授業の遅れに対応するため、冬季休業を二日間短縮して対応することになっております。

以上で、13番・川村議員の質問にお答えいたします。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

13番・川村君。

○13番（川村多美男君） まず学級、学校、学年いろいろ対応されてきていると思いましたが、今教育長からもご答弁されましたが、冬休みにかけて削減日数は、今、二日と考えているということで、小中学校それぞれ休んだ日にちとか、そういうのが違うのだと思いませんけども、全体として二日という認識でいいのですか。標茶町の小中学校全体としての冬休みの期間は二日短縮するというでいいのですか。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思えます。

ただいまご答弁申し上げましたけども、それぞれの学校によって、感染の状況によって

閉鎖あるいは学級等の、学年、あるいは全校の閉鎖もありますけども、標茶小学校が全体的に学校閉鎖した期間が長かったものですから、標茶小学校が授業時数が足りないということで二日間、冬季休業の前後で一日ずつ、それと虹別中学校の3年生、学年ですけども閉鎖してまして、閉鎖機関が長かったものですから、虹別中学校につきましても冬期間の後半で二日間ということでの対応で、ほかの学校については、先ほど答弁をしておりますけども、一定程度季節型インフルエンザ、あるいは災害等の日数をあらかじめ予想して設定しておりますので、その辺については今のところ確保出来るということですので、この二校を二日間ということと考えております。

○議長（鈴木裕美君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 学習指導要領ですか、それによると小学1年から中学校までだいたい780から950時間6年生までで、中学校は980ぐらいが年間の授業量として取られているということをごさいますて、それは分かりました。標茶も多めに取っていると、災害とかいろんな部分みて取っているというのも分かりました。どのくらい取っているかは聞きませんが、あとちょっと心配なのは、ちょうど受験時期に入ると思うのですけども、中学3年生、高校3年生については、出来るだけ早めに接種をされたほうがいいのかと思いますけども、その点は教育委員会としてはどういうふう考えているのかなと。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思います。

ほかのところでは、大学の受験者だとかそういった者について一斉的にということもありますので、私どもとしてはこれはあくまでも接種を受ける意思があつての対応ということになりますから、出来る限り接種する担当のほう、あるいは病院のほうと極力そういった者に配慮出来るような対応を検討していきたいと、こんなふう考えております。

○議長（鈴木裕美君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） 分かりました。

あと、ワクチンのほうなんですけど、今、町長のほうから12月14日と24日に道のほうに申し込むということをごさいますて、なかなかワクチンの供給見通しも、実際現場ではつかないのかなという感じがしますが、新聞によりますと「妊婦と基礎疾患を有する患者へのワクチン接種が始まり12月中旬からは健康な小学低学年以下への接種もスタートさせる」と。「ワクチンは道内6社の医療品販売会社から医療機関へ来る」ということをごさいますて、妊婦用はもう12月上旬に9,400回分、基礎疾患患者が18万回分、それから11月の下旬に妊婦用2万6,000回分とか、基礎疾患用20万回分とか、そういうのが道で予定しているよと、発注出来るよと、こういう新聞報道もありまして、道内の妊婦は約4万人で基礎疾患患者が約40万人いると。先ほどの町長の答弁の中でうちの妊婦さんは本町の妊婦さんは15人で8人が接種を受けたということで、基本的には本人の希望によるものですから、未接種の方の対応については町長のおっしゃるとおりになるのかなと思いますけども、腹にお子さんがいるということで、妊婦本人が感染するようなことがあれば子供にも

影響があるということで、残りは6人くらいですか、ですから出来れば住民課のほうから、しつこいと言われにくい程度の打診くらいはやっぱりしていくべきでないかと、基本的には本人の希望だと思いますけども、その辺の配慮も必要でないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほどもご答弁を申し上げましたけども、基本的には本人の意思の問題でありまして、妊婦相談のときに繰り返し私どものほうで確認を行っているという状況でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 13番・川村君。

○13番（川村多美男君） すべて結果が1回目の答弁で出ております。接種費用のほうも国の方針に準じてやると。出来るだけ標茶町としても生保だとか低所得者のほうに少し拡大をしたいような町長のほうから答弁がありましたので、これ以上接種費用については言いませんので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、13番・川村君の一般質問を終了します。

続いて、7番・林君。

○7番（林 博君）（発言席） それでは先に通告しております標茶高校の本町における位置づけと、生徒確保に向けた取り組みについて質問させていただきたいと思います。

本町唯一である標茶高校は平成12年に総合学科へ転換され、早10年が経ちました。当初1学年4間口、定数160名だった生徒も少子化の影響もあり、平成17年に3間口となり、今年度平成21年には5月1日現在で、1年生88名、2年生102名、3年生81名となっています。

今後1学年80名をきってしまうと間口が減少されてしまうことが懸念されることから、次の点について伺います。

本町に高校があることは町の維持発展に大きく寄与しているものと考えているが、標茶高校の存在をどのようにとらえているか。

また、今後の入学者の推移をどのようにおさえているか。もし入学生が減少していった場合、どのような状況になり、どのような影響があると考えられるか伺います。

次に高校の教育振興会の事業で、生徒の育成はもとより入学生徒の募集にも力を入れています。町では今まで生徒確保のためにどのような事を行ってきたか。在籍生徒の状況を見ますと、町内出身の生徒の割合は平均で約66%であります。また、町内の中卒者の入学状況を見ますと過去には80%を超えていましたが、現在では70%をきる状況となっております。標茶高校はふるさとの風土に学び生徒の多様な興味、関心、能力、適正や将来の希望に基づいた主体的な学習活動を促し、選択の幅広い教育を目指し、個性的で豊かな人間を育てることを総合学科の理念とし、変化の激しい社会の中で自己を取り巻く環境に、柔軟に対応できる主体的で想像性に富む感性豊かな人間を育成することを教育目標としていま

す。総合学科の利点をもっとPRし、理解していただき、町内中学校と連携し生徒確保に向けた検討すべきと思うがいかがか。

町内の生徒確保と保護者支援を目的に、現在行っている遠距離通学援助費、または、通学定期運賃補助事業の内容を見直し、高校生まで拡大することはできないか伺います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番・林議員の標茶高校の本町における位置づけと、生徒確保に向けた取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

標茶高校につきましては、昭和21年に北海道庁立標茶農業学校として第一歩を記し、数々の変遷を経て現在の総合学科としての標茶高校となっており、間口の状況、生徒数につきましては、議員ご指摘のとおりであります。

はじめに、標茶高校のとらえ方、今後の入学生の推移、生徒減少の影響とのお尋ねにお答えをいたします。

標茶高校につきましては、長い歴史の中で地域を支える、数多くの人材を輩出してまいりました。

また、今日では、本町唯一の高等教育機関であるとともに、地域特産品の開発や環境研究機関としての位置づけ、地域に好影響を与えるまちづくりの拠点としても位置づけられていると考えております。

今後の入学生の推移とのお尋ねであります。管内の状況を見ますと総体的には少子化の影響で中学卒業者は減少しており、平成22年度は対前年比で若干上回るものの、それ以降は減少が続くものと予想され、町内においては全ての中学生が全員入学しても80名を割る予想となっており、その影響が標茶高校にどのように現れるかは具体的な予測は困難ですが、他校も含め厳しい状況にあるものと思われまます。

また、生徒が減少した場合の影響等についてであります。生徒の入学数が81名を割った場合は2間口となり、それに伴い職員数も減少し、総合学科としての学習内容の提供が困難となることが一義的には考えられます。

また、生徒数、職員数の減少による地域経済の影響についても大きなものになると思われまます。

次に、生徒確保に向けての町の対応についてお答えをいたします。

中学校における対応につきましては教育長からお答えいたしますが、議員ご承知のとおり、町では標茶高校が総合学科となった折に設立されました「教育振興会」に対し支援を行っており、その活動の中で、生徒募集推進事業は大きな柱となっております。

また、地域と学校のふれあいや、インターンシップに対する協力、広報紙による住民に対する情報提供やあらゆる情報媒体に対する情報発信など、高校との連携を深める中で直接、間接的に行ってまいりました。

生徒確保の対策として支援制度拡大をとのお尋ねであります。標茶高校ではこれからの中卒者の推移を見ると、町内の生徒に対し自ら選択して標茶高校を目指してもらう活

動とともに、町外からの入学生対策として、通学環境の向上が大きな課題と伺っております。

町といたしましては、現状、町内外への情報発信の強化や、JRダイヤの改正や通学バスの利便の向上等、関係機関に働きかけるとともに、引き続き負担の大きい寮生に対する支援を中心に対策を講じたいと存じます。

今後につきましても、積極的に標茶高校の生徒確保に対し最大限の努力をしまいたいと思いますので、この活動につきましてもは高校と町だけではなく、教育振興会に結集する経済団体や各種団体が一丸となって進むことが必要であり、連携を保ちながら進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関してのご質問にお答えいたします。

はじめに、標茶高校の位置づけと入学数の推移についてであります。町内中学校卒業生の進路先の視点から申し上げますと、町内中学校卒業生から標茶高校への入学者数は、少子化により平成18年度78名、19年度57名、20年度68名、今年度は57名と減少傾向にあります。卒業生総体の割合からしますと、過去五年間で平均71.3%となっており、本町唯一の進学先の要として、大きな役割を果たしているものであります。

つぎに、町内中学校との連携についてであります。ご案内のとおり生徒の進路は、生徒自ら進路先を決定するものであります。

生徒が進路先を判断する情報の一つとして、これまで毎年、標茶高校が実施しています町内中学3年生を対象に、一日体験、学校説明会等を通して、特色ある学校教育活動を積極的にPRを行っておりますことは、生徒確保と密接な関係であると考えております。

今後も継続して標茶高校の特色ある教育活動の情報を生徒へ提供いただくことと合わせて、今後の間口の確保につきましてもは、町外中学校へも町内中学校と同様な情報提供、PR活動をいただきながら、町外からの入学者数確保を期待するものでありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

7番・林君。

○7番（林 博君） 今答弁いただきましたけども、間口が減ることについては、大変、町にとっても大きな影響があるというふうにも、まず確認させていただけたなと思うんですよね。教職員が減ることでもありますけども、先ほど町長のほうから話がありましたように、間口が減ると総合学科ではなくなるという可能性が出てくるということは、学校の中の状況も当然大きく変わってきますし、生徒もそうなる今まで総合学科ということではいろんな面で学習できたことが、ある程度絞られてしまうということになってくるのかなと思うんですよね。それでやっぱり間口が減ることとは、なるべくというか基本的にはやっぱり避ける方向が一番いいのだろうというふうには思っているんですけども。そ

れでいろんな方向性があると思いますけども、先ほど生徒の状況もありましたけども、本町が一番町内中卒者の入学状況が多いわけですけども、ほかのどこをみても、管外をみてもそれほど多い人が来ているような状況でないし、これについても今後増えるような状況にも多分ないのだろうというふうに私は思うんですよね。管内についても、それでいろんな面で危機感があると思うし、釧路また釧路町についても、今現在けっこう総勢で50名近くの方が通っておられますけども、これについても当然少子化の影響とまた地元の高校との影響もあるかと思いますが、これも今後増えてくる要素はないのではないかというふうに思います。

また、例えば弟子屈とか隣の厚岸さんだとか中標津、別海方面をみても、最近については入学生が減ってきている状況にもあるというふうに思っております。これは少子化の問題だけではなくて、それぞれの管内も多分危機感を持ちながらやっているんだろうというふうに思っております。是非地元の学校を存続したいという強い意思が出ているのではないかというふうに思うんですけども、その辺どのようにとらえているかということと、先ほど言いました間口の状況なんですけども、40人を切ると減ることですけども、これ、当然間口を減らさないために、生徒の確保と同じく間口の定数の減といえますか、今40名ということですけども、これを35なり30という要請活動もしていてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その間口の定数の関係と今言いました管内的な動きをもうちょっときっちりとらえて、ほかの町村に頼るのではなくて、地元の町内の生徒の確保というのにもう少し力を入れてもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺についても一度聞きたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 非常に厳しい状況ということで、ただ総合学科としての、私どもが選択をして総合学科としてやはり高校さんにごんばっていただくためには、やっぱりどうしても2間口では無理だということでありまして、議員のご指摘にありました定員の問題につきましては、これまでも本町としてもやはり40人定員については見直してほしいという要求はずっと続けておりますし、これからもそういった取り組みは続けてまいりたいと思っております。

それと、高校のほうから、高校と教育振興会等々でいろいろお話をさせていただいたんですけども、議員のご意見はご意見として私どもとしては、やはり町外に対して標茶高校の魅力を最大限やはり理解してもらい取り組みというのも重要だと考えておりまして、そのことと同時にやはり今ひとつのネックになっているのが、やはり通学環境だという具合に考えておりまして、バスとそれからJR等々についても、今までもやはり通学に対する利便性の向上に向けて取り組んでまいっておりますし、この取り組みについては今後も続けてまいりたいとそうように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 7番・林君。

○7番（林 博君） 町長の言うのも分かりますし、教育長の言うのも分かるんですけど

も、基本的に進路というのは個人の自由だということは十分私も理解いたします。

ただ、そうはいつでも今現在総合学科の、今町長が言いましたとおりますばらしい点がたくさんあって、わざわざ町外に出なくてもここで十分な教育が受けられるというふうに思っているのですけども、中学校のほうで、今、変なあれはないと思うのですけども、いろんな学習する中で、標茶高校も選択肢の中で十分もっと考えてもいいんじゃないかというようなことも、逆に言っていく必要もあるのかなというふうに思うんですよね。今、多分ないと思うんですけど、私だいぶ前の経験ですけども、私標茶高校出身ですけども、標茶高校行くと言ったら、なんでそんなところ行くんだというような、今そういうことないと思います。ないと思いますけども、中学校のとらえ方として、是非そういうことがないようにちょっと教育委員会としてもがんばっていただきたいなというふうに思っているところなんですよね。

あと、通学支援の関係で、寮生に出しているということでございますけども、私唯一標茶にある高校に、地元の生徒、子供たちが通うということに対して、もっと平等に通える体制作りもしてもいいんでないかなというふうに思うんですよね。義務教育じゃないですから、それ言われるとそれ以上ちょっと強く言えないとこもありますけども、同じ町内にいる子供の中で、やはり通学に関していろいろな不便を感じてる。確かに町のほうでバスを運行していただいておりますけども、それも当然、運賃がかかってきてしまいますし、いろんな保護者に対しても、もしそれが出来ない場合は車で通ったりということで、大変経済的にも負担がかかっているのかなと思うんですよね。そういう面でその辺をもう少し、極端な言い方をしますと、教育の町標茶といううたい文句でもいいですから、そういうかたちでやってみる可能性もないのかな、あるのではないかなと私は思っているんですけども、その点最後に聞きたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） これはぜひご理解をいただきたいのですが、子供の将来について私は本人もしくは家族の方以外が、あーすべきこーすべきというのは基本的にはやはり私は間違いだと思います。それは自らが、中学生ですから自分で判断出来ないことあるかと思っておりますけども、それは友人家族含めて決定されることにおいて、ただ私、先ほどから申し上げましたように、標茶高校というのはこれだけすばらしいんだと、これだけ総合学科としてあるし、また環境も含めてすばらしい取り組みもしていると、そのことを最大限説明をして、出来るだけ多くの方から選択していただく。先ほども申しましたけども、町内だけでなく町外からもいわゆる標茶高校のこの恵まれた環境で学びたいという方達もいらっしゃるわけですし、それに対する情報発信というものを一生懸命やるべきであろうということで、私どもとしては教育振興会に対しまして支援をし、そういった取り組みをしているという状況でありますので、是非ご理解をいただきたいと思います。

総合学科ではありますけども、標茶高校の歴史的なことも含めまして、農業の準拠点校として広域の募集をしているという状況にあるということも、まず理解してほしいと思いま

すし、地域とそれと高校と一丸となってやっている、教育振興会を中心になって魅力発信に向けて取り組んでいるということに関してもご理解をいただきたいし、町内の高校生のいわゆる通学に関して利便性をということに関していいますと、もともとのバスがどういうバスかということもご理解をいただいた上で、私どもとしてはもし可能なことがあれば、それは検討してまいりたいと思っております。そのことと高校生に対しましては、定期券の購入に対しまして実際支援をしておりますので、それもまたご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたしたいと思えます。

先ほども答弁申し上げましたけども、基本的には中学生の進路を決定するというのは、あくまでも本人、あるいは保護者ということで、これは三者面談で行ってございまして、例えば進路指導の先生が強制的にどこどこへというような話は、私はないというふうに聞いておりますし、その事実はないと確信しているところであります。

基本的にはそれぞれの子供たちが、自分の進路を今度全道一区という形になってますから、なんていうんですか、希望先を制約する形にはなっていない。ただ、義務教育につきましては、私どもの所管でございますから、それは通学区域というのは決定しまして、それぞれの学校に通う形にしてますけども、高校の分野についてはそれぞれの高校自体が魅力ある教育活動をやっているという、そういう発信をして生徒を集めなきゃならないということで、そういった意味では先ほど町長の答弁にありましたように、振興会の助成等も従前に増して手厚くしていただいて、そういったPR等も出来るような環境にあるということも、私ども理解しておりますから、高校自体としてそういったものを活用しながら積極的に生徒を集めていくという行動を期待しているということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 7番・林君。

○7番（林 博君） ちょっと私のほうで発言の中で誤解があったら困るのですが、中学校の方でそういう学校を指定しているというふうには私も思っておりません。ただ、高校の存続についてちょっと危機感が若干あるのですから、出来れば同じ基本的な学習を得るのであれば、標茶高校へという考え方がもう少しあってもいいんじゃないかなということで発言させていただきましたので、誤解のないようにしていただきたいと思えます。

今言いましたとおり、高校の間口が減ったりということは、大変町に対してもマイナスになる要素ですので、今後とも教育振興会だけに頼らず、町としても教育委員会としても確保に向けて努力していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、7番・林君の一般質問を終わります。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（発言席） 私は、予算編成の過程を住民に公開すべきではないかというテーマで質問をしたいと思います。

予算の編成権は町長にあるわけですが、その流れは町長の予算編成方針に基づいて、各事業担当課が予算要求書を作り財政担当課に提出する。財政担当課はこれに対する査定を行い、最終的には町長が査定してこれを決定する。こういう仕組みになっているわけですが、これが年度開始前20日の私たちの町の場合ですね、3月12日までに議会に提出される予算案というふうになっているわけですが、私はここにこの予算に住民の声、要望が行き渡った予算編成になっているのかどうか。かなり工夫された予算案が出てきているわけでありますけども、やっぱり住民の姿や声がよく見えてこないそういう感じがします。

地域での町政懇談会や直接の住民要望、あるいは各担当課の日常的な地域や住民との接触などからの情報、分析など、いわゆる財政民主主義の取り組みはある程度なされていると思いますが、予算に反映させる手立てとしてこれらの規模、回数など今まで行ってきた内容について状況はどのようになっているのでしょうか。

町財政については、さまざまな請求権が住民に与えられています。予算策定に当たって、日常的に直接住民が予算編成や政策の決定、行政評価に参加できる仕組みの取り組みは、まだかなり不十分な状態にあると考えます。このことの改善については、まだ研究の余地があると思いますが、まちづくりには不可欠の条件と考えます。この点についての町長の所見を伺います。

直接住民が予算編成や行政評価に参画できるまでには、まだ時間がかかると考えますが、各担当課が具体的にどのような予算要求をおこなったのか、それに対し財政担当課がどのように査定を行い、町長の最終査定になったのか、その過程をそれぞれの根拠も含めて住民にわかりやすく明らかにし、公開すべきと考えますがいかがですか。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の予算編成の過程を住民に公開すべきではないかのご質問にお答えをいたします。

前段、予算編成の流れについてご説明をいたしますが、11月に予算編成方針を各課に伝え、編成作業が本格的に始まり、今月予算要求書が提出され課長内容聴取、査定、町長、副町長査定を経て予算案を策定し、議会へ付すこととなります。

その予算編成に当たりましては、議員ご指摘のとおり町政懇談会、住民要望、日常的な住民との接触に加え、町政執行にかかわる各種委員会からの提言や、意見が背景となり反映させていることをぜひご理解をいただきたいと存じます。

日常的に直接住民が予算編成や政策決定、行政評価に参加できる仕組みの取り組みが不十分とのご指摘ですが、前段申し上げた予算編成プロセスの中において、すでに住民の皆様が年間を通して参画をいただいているとの認識を持っておりますし、行政評価につきましても平成16年度予算編成から導入しており、第一次評価は各課において、住民の皆様のご意向等を元に自ら評価し、第二次評価については総体情勢を元に予算査定課が、第

三次評価は政策判断も含め理事者として判断をさせていただいており、最終的には議会において予算審議、決算審議の中で事業内容、事業費等の詳細まで評価していただいているものと考えております。

住民参加が基本であることはもちろんであり、研究はしてまいりたいと存じますが、町村においての手法としては、これまでの手法をさらに強化することが現状、最良ではないかと考える次第であります。

最後に住民周知についてのお尋ねであります。広報においては予算決算についてお知らせしておりますが、詳細につきましては、住民の皆様、各団体、審議会等で直接お話しする機会に、知りたい情報をお伝えすることが重要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 住民が参画しているという問題についていえば、私も一定程度の評価はしているわけであり。今、国会で新しい政権の下で事業仕分けなんか連日のように報道されているわけですが、これは賛否両論ともごもの国民の意見が出ているわけですが、しかし、一つだけ評価できるとすれば、お金の流れが見えてきたと、国民にね。これが評価できることではないかというふうに僕思うのですよ。それでそういう点では、今までも町が行ってきた努力は非常にそのとおりだというふうに思いますし、いろんな意味で情報を集めて分析して、それを予算案に反映させている。これは、私も一定の評価をしているというふうに思います。これを町長は更に強化していきたいということをお述べになりましたけれども、この強化の内容ですよ。あれは憲法第8章の92条だっと思うんですが、住民自治のことについても書かれてありますし、自治法にもそれは明記されていますけども、要するにわかりやすく言えば、まちづくりというのは、誰かがするだろうとかそれは行政の仕事だとか無関心ではないのではなくて、住民の一人一人が自分たちの地域のことは自分たちで考えて、みんなでいっしょにより良くしていくのだと、この機運と具体的な実態を作っていくことが行政の仕事としてまた大事ではないかと。行政と連携、協働しながら地域づくりをしていくと、まさにこういう住民自治のあり方が、今、あちこちの自治体で問われているのではないかとこのように思うのですね。

それで、この「広報しべちゃ」の12月号にも決算の内容が出て、なかなか財政の方工夫されていると思うのですが、一家の収入が年間500万円として作り変えて当てはめて、食費はいくら、ローンの返済はいくら、預金はいくらとかという形でわかりやすく説明しようとしているのだと思うのですが、この詳しい決算の状況は、やっぱり億単位なんですよ。億単位だと住民の暮らしになかなか直結するというかな、わかりやすい内容ではないですね。問題は前段のほうは僕省略しますが、最後の部分で取り合えず、各地域で懇談会が行われる、振興会なんかの意見も出る、その意見が担当課でどのように具体化して、一体提出したのかどうなのかというのがよく見えない。その担当課が、自分たちが要望し

たことがどういうふうになんて文書になって提案されているのか、予算になっているのか、これをまず、知りたいのだと思うのですよ。それで、それが財政に行く、そこで査定を受ける、例えばAという予算が少し切られるとか削減される、それは根拠は何なんなんだと、なぜそうなんだと、町にも、今すぐ出来ること、計画的にやらなければならないこと、当分これは出来ないよというようなこと、そういう考えはあるんだと思うのですよ。具体的な町民のそういう要求に対して、それが見えてくるような、少なくとも予算づくりというのはなかなか大変なんです、町民が参加する予算づくりというのは大変だと思うんですが、今ある予算が出来上がる過程、それを数字も内容も示して、町民にそのつど明らかにしていくという作業は、まちづくりに町民が参画していく上で、町民がそういう力を持つという点で非常に重要でないかなというふうに考えるのですよ。その点はいかがでしょう。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 何点かに渡るご質問でございまして、ちょっとメモが出来たところだけでお答えをいたしますけども、まず国の新しい政権交代してやられている事業仕分けが、その公開されたことが非常に評価できるということでもありますけども、本来これはどこがやるべきことなのかということを考えて、今まで見えなかったことが何だったのかということもやはりあるんじゃないのかなと思います。それと、やはりその国の考え方と、国が事業仕分けを今回取り入れたことのその理由と、そのことを町がどうかということに関していうと、先ほどから申しましたように、私どもは町の施策に関しては、町民からの要望を第一に考え、皆様方のそういった要望をどうやって具体化させていくのかということ、それを財政状況等々を考えながら、それから優先度、それから緊急性等々も勘案しながら各課において幅広く伺った町民要望を予算要求している。そのときに多くいただいた町民の要望の中でどの要望が今回優先させていただきたいということまで含めて、その過程をすべて公表しろということであると、これは膨大な作業量になるわけでありまして、先ほど申しましたように私どもは、議会をはじめとして町政懇談会、それから各種審議会、委員会、協議会等々という町民の皆様の声を聞く場があるわけです。私が先ほどそういったことを強化してまいりたいということは、これは私がずっと申し上げてますけども、各、そういった審議会、委員会、協議会の皆様方に、その場で協議された内容をぜひ団体の代表に、出られている方は特にですけども、フィードバックしていただきたい。その上でまたそれをやり取りしていく中で、結局どの事業に対しては出来る出来ないということ、そういったことを私どもはまちづくりの基本という具合にしております。ご理解をいただきたいのは、直接に住民の皆様方と対話する場面というのは非常に大事ですけども、でも何ゆえ、日本が今こういった民主主義をとっているのかということ、考えたときに、どの場面でどういう方がどういうことをするのかというのは、もう一回原点に戻って考える必要があるのではないのかなと、そういうように考えております。

それとわかりやすく町民の皆様に来るだけわかりやすくということに関しては、工夫の余地はあろうかと私は思っております。そういったことも含めて、ぜひ町民のみなさ

んが自分のまちづくりにかける情熱というものを私どものほうに、どういった手段でも結構ですので寄せていただいて、それを出来るだけ多く取り入れてまいりたいという具合に考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） なかなかかみ合わない議論になっちゃっているのかなというふうに思うのですが、町長が今言われたことの大まかな点については、私もそのとおりだというふうに思っております。それでちょっと聞きたいのですが、町民の声を聞く場がある、いろんな委員会とか審議会とかそれから住民との懇談会とか、あるいは直接町長室に電話がかかってくるということだってあるかもしれない。住民の声を聞く場はあるし、もともと町長室のドアは開けっ放しになって、いつでもどうぞというこの伝統は、今でも続いていると思うのですが、しかし、実際町民が町政に携わる、そして、町の予算をどうこうするということについて意見を申すということは、なかなか難しいことなんです。たとえば、今新しい町総合計画策定懇談会というのが各地域で行われていますね。私どもの町内会だけ私出たのですが、恥ずかしながら非常に参加が少ないんですね。難しいんですよ、表題が。それから先ほど言いましたように、工夫の余地があると言いましたけども、「広報しべちゃ」に載ってる予算の説明とか、これは決算の説明ですが、全部、何千万、何億の単位で、総じてそういう形で述べられて、自分の具体的な暮らしとどこでどう結びついているのかということがわかりづらいのだと思うんです。だから、そういう点では町の先ほど言いましたように懇談会の規模とかね、それから、町長、そういうのがやっぱり根っこにあって予算が出来上がるのだと言いましたけど、僕は非常にそれが少ないと。そういう参加もそうだし、それを審議会や懇談会の人たちが、また町内会なり何なりに返せばいいと言いますが、なかなかそれが、実現できていない実態があると。そういう意味ではまず、その予算なりあるいは予算がどのように作られているかということを町民に、その膨大などいいますがそこは工夫しながら、町民にわかりやすく説明していくようなそういう手立てというのが、町民がまちづくりに参画する非常に有効な手立てではないかと。そのことを私は言っているわけで、そのことをその経過抜きにして、そういう段階を抜きにして、僕はなかなかこれから財政が厳しくなってきたら、町民こぞってのまちづくりという機運になっていかないのではないかとというふうに思うんです。それで、新しい町総合計画策定懇談会が、実態としてはなかなかみんなの声を反映しているという、あるいは集まり具合もどうなのか、僕はそのことを考えると町長が言っているように、町民の声を聞く場があるというふうには現在になっていないような気がするのです。それへの改善をやっぱり求めると、その突破口としてわかりやすい財政を町民の元に届けるという作業を、やっぱり町としてはすべきではないかとそういう意見をもつんです。そのことについて再度お考えを示していただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 私どもとしては、その町民のみなさんの意見を直接的に聞く場も

あれば、間接的に聴く場もあるわけでございまして、そのために現在の日本の議会制民主主義というものがあるわけで、基本が。そこで、最終的に私どもはすべてのものについては提案をしているわけで、みなさん方のご意見を聞いているわけです。これが原則だと思います。そのことと、そのことについていうと私どもは、他にも町民のみなさんから施策ごとに各種委員会等々、町の場合はほとんど設けております。その場で常に私が申し上げているのは、やはり、ここでの議論はぜひ選出の団体さんに返していただきたい。そのことによって、そのことをやっていただかないと、やっていただけないことに対して、私どもがどういう工夫をしれと言われても、ぜひお願いするというしかないわけでありまして、ぜひご理解いただきたい。

それから財政が分かりにくい、けた数が大きいから分かりにくいということである。逆にいうと、細かい数字まで、何桁まで数字を並べることが本当に分かりやすいのか。いわゆる10万単位に、例えば億単位のを億と万が違うだけの話という具合に10万とか2、3万の話をした方がいいのかということで、今、そういう形で私どもは分かりやすい資料という具合に出来るだけ努力して、広報等で示していただかせているわけでありますので、もし、もう少し工夫が必要だとあればまた担当課のほうで検討してまいりたい、とそのように。

いずれに致しましても、やはり町民の皆様方が自らの意思でもってまちづくりにどうやって参加をしていく、そういった機運と申しますか、どうやって醸成していくのかそれについては、やはり工夫する必要があるかと思えますし、例えば、総合計画に対する意見や要望についてもある程度一巡をした段階で、どういった状況であったかということもある程度反省をしながら、じゃあ、次にどうしようかということも考えてまいりたいと。ただ一度すればいいという具合には、私どもは考えていませんので、次には例えばこういった形の例えば町内会で集まりが悪ければ次にどういった形がいいのかとか、そこら辺は検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 最後の町長のご答弁と、つまり住民参画のそのあり方について、その集まりが悪ければいいように工夫していきたいと。それは勿論、町側だけ責任ではないですけども、それとか、さらにそういう住民の参加の仕方を強化していくということを期待しまして、ただ全国的には、先程小さい数字にすれば分かりやすいのかと言ったけど分かりやすいのですよ。それは。だれそれさんの家とだれそれさんの家の前の通りの500メートルを今度舗装しますよと。これだけにいくらぐらいお金かけますよ。こういうことを住民に示している自治体だってあるわけでしょう。それはぜひぶん住民に歓迎されていますよ。やっぱり、分かる数字が町から出てこない、なかなかこういう懇談会にも参画しようという、自分の意見が、言ったことが跳ね返ってくるというそういう実感が伴わないと、それは成功しないのではないかというふうに思いますが、しかし、今日は初めてこ

ういう提案をしたわけで、それをさらに強化していくと、集まりについてもお互いに力をあわせていくということで、そのことに期待をして次の質問に入りたいというふうに思います。

二つ目の質問は、「子ども・若者育成支援推進法」の問題であります。これを積極的に活用して困難を抱える子どもや若者の支援を、ぜひ町としてもがんばってやっていただきたいということでもあります。

本町におけるいわゆる不登校、いわゆるニート、いわゆるひきこもりの実態について、この言葉づかいが妥当かどうかというのは、適切かどうかというのは私もまだ研究不足ですが、したがっていわゆるという言葉をつけたわけですが、これらの子どもたちの実態についてどのように町は把握していますか。

また、これら困難に直面している子どもや若者たちに対して具体的にどのような支援をおこなってきましたか。その例があれば示していただきたい。

「子ども・若者育成支援推進法」は、本年7月1日に公布されました。政府は、2010年度からの施行をめざし、今年度中に「支援地域協議会」の設置、運営指針などの策定、そしてその公表をすすめるとしています。これについては、「センター」と「支援地域協議会」への地方交付税措置をすとしてしています。

この問題は、およそすべての地域で数十年来の課題となっています。困難を抱える子ども・若者への支援は、ともすれば個人の問題や家庭のあり方の問題とされてきましたが、これを社会と政治の課題としたことは画期的で歓迎すべきものと考えます。近隣市町村にも呼びかけ、この法律を積極的に活用するべきではありませんか。

その第15条には修学も就業もしていない子ども・若者への支援が書かれていますが、支援の仕方というのは実態の把握から始まり、心のケア、修学や就業への階段を一步一步登りつづけるような地道な取り組みもまた必要であります。この面での取り組みは、「支援地域協議会」の設立を待たなくてもできることから始める必要があると考えますがいかがですか。

また、保護者や親、家庭の相談活動についても具体的に開始すべきと考えますがいかがですか。以上です。

○議長（鈴木裕美君）（登壇） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 11番・深見議員の「子ども・若者育成支援推進法」の積極的活用で困難を抱える子ども、若者の支援をのお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの不登校、ニート、ひきこもりの実態についてであります。不登校につきましては後ほど教育長の方からお答えをいたしますが、現状では家族や保護者等からの相談がある場合を除き、実態を把握する手段がないのが現状であります。ただし、家族等から相談があった案件につきましては、関係機関や関係者と協議し適切に対応しているところであります。

二点目の「子ども・若者育成支援推進法」の基づく「支援地域協議会」の積極的活用で

ありますが、「支援地域協議会」は、関係機関が密接に連携して総合的に対処する必要のあるものを扱うとされ、その運営も一律でないことが全道担当者会議で説明されていることから、地域の実情に適した対応が必要であると考えております。

また、「子ども・若者育成支援推進法」の施行日を制定する政令が公布されていないことや、都道府県設置の支援地域協議会と市町村設置の支援地域協議会の関係など細部についての方針が明確でないことなどから今後の課題となっております。

三点目の実態の把握や取り組みについてであります。実態の把握については、全道担当者会議の説明では、本人の個人情報については、本人の同意が必要であるとの見解が示されていることから、市町村が独自に実態を調査し把握することは出来ない状況にあり、家族や保護者等から相談があった場合に相談や支援を行うことが肝要と考えており、個別のケースにつきましては従前と同様に関係機関や関係者と協議し、適切に対応してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

また、保護者や家族の相談につきましても不登校、ニート、ひきこもりに限らず住民課社会福祉係が窓口となり生活、福祉、保健、育児等の相談を行っておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き教育委員会に関してのご質問にお答えいたします。

本町における不登校の実態についてであります。現在2名の生徒がおります。学校においては、定期的な家庭訪問をしたり専門機関と相談しながら対応をすすめているところであります。

また、保護者とも連携をとりながら対応をしているところでもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 環境は必ずしも良くなってはいないんですね。11月30日付の朝日新聞で、ビバハウス、いわゆるその若者の支援、さっき私が言いましたそういう若者たちの支援、自費を投げ打ってその若者の自立塾をやって、多くの若者たちを育てたり巣立ちさせたりしていたそういうところがあるわけですが、今度の政府の事業仕分けで、これ、廃止という判定が出たんですね。結果はどうか分からないですよ、これからどうなるかね。事業仕分けで廃止が判定されて、ほんとうに何をやっているんだろうなという思いが私したのですが、今回この「子ども・若者育成支援推進法」というのは、前の政権が作った法律ですよ。去り際にすばらしい法律を残してくれたなと思っているのですが、これは全会一致で採択されて、一番の特徴はニートとか引きこもっている若者たち、不登校の子どもたち、そういう問題についていえば、それは子どもたちや若者たちや家族の責任ではなくて、それは、政治と社会の責任だということをこれ法律でしっかり書いているん

ですよ。そこが一番の前進面だと私、思うんですね。それで先ほど町長が、しきりに何度か、個人情報分かります。本当にこれは難しいんですよ、入っていくのは。それで私またまたいくつかの生活相談受けて、そこのご家庭に伺った時にそういう若者が存在しているということはいくつかその家庭からお聞きして、それでいろいろ相談したりしたのですが、やっぱり深刻な、国がこういう法律を政治と社会の責任だといって作るくらいですから、いずれは地方自治体で具体化していかなければならないと思うのですが、その相談があった場合でなくて、いろんなやり方でなくて、現実には標茶町にもそういう子どもたちや若者がいるんだと、今現在。だから、そこにあらゆる手を尽くして、手を差し伸べていく必要があるんだということ、私は強調したいなというふうに思うのです。

それで今まで相談があった場合は、本当に標茶の福祉関係の仕事というのは本当に丁寧で優しくて、僕はすばらしいなと思っているんですが、これに限っていえば難しさもあって、相談があった場合どのように支援の手を差し伸べてきたんだというけれども、どういう手立てを今まで講じてきたのか、もし具体例があったら出していただきたいと思うのですがいかがでしょう。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

最後の具体例等につきましては、担当課長のほうからお答えをいたしますけれども、基本的な考え方をぜひご理解をいただきたいのですけれども、議員がこの法律はすばらしい法律だということで評価されておりますけれども、この法律の背景として、これは明確に書かれておりますけれども「従来の個別分野における縦割りの対応では限界である」ということが国の中で。ところが町村は、これ住民と直接に向かい合っており、決して縦割りで仕事をしているわけではないわけです。そして、私は町長という重責を担わせていただいてから常に申し上げているのは、役場の仕事で大事なものは、町民の悩みごと相談、困りごと相談だからまずしっかり聞いて、町だけで解決できることは少ないから横や上に相談の輪を広げてやってくれということ、これを常に申し上げております。そういった中で個別のケースというのはこれは本当に千差万別だと思います。したがって、私はこういった対応が基本であって町村だからこそできることというのはあるし、それと国は必ず新しい法律とかいろんなものを作るときに計画を作れ、協議会を作れといいます。しかしながら、全く新しい施策というのはほとんどないんですよ。今まで何らかの形でやはりあるわけで、それが足りなければ私は加えればいいし、必要なければ削除すればいいということで、やはり縦割りの中で大きな弊害が生まれている国と、それを末端で受ける町村とでは対応が基本的に違うということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。そういった中で、現実的にこういった場合にどういったことで応えているのかにつきましては、課長のほうからもし具体例があれば答えていただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 具体例でございますが、特にニート、ひきこもりという限定

した場合でございますが、やっぱり非常に家庭内で家族との折り合い、それからひきこもりにも近いというようなこともございまして相談がありました。年齢が18歳未満ということもございましたので、保健所、児童相談所等々と相談協議して適切にある施設のほうに通うというようなことで対応して、現在そこのところでは定期的に施設に通うということが出来ているものですから、その後の調査では、今のところ家庭内でも困ったような状況にはないということで対応した事例がございます。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 最後に要望したいと思うのですが、今回のこの「子ども・若者育成支援推進法」の目的は、「子ども、若者をめぐる環境が悪化している」と「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども、若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえて」こういうふうに現状を分析しているんですよ。それは標茶町も同じなんですね。それで併せて、だから、その他の関係法律による施策と相まって総合的な子ども、若者育成支援のための施策、これを推進することを目的とするんだと言っているんですね。現実にはそういう社会情勢は標茶も当てはまると、そして私の見聞きした、実際にあったところでは複数以上の若者がそういう状態にあるということも事実であります。したがって、ぜひ相談があった場合、それだけの言葉尻をつかまえて私言うわけではありませんが、座して待つのではなくこういう社会情勢があるんだという現実を踏まえたならば、打って出ると、そういう姿勢が町にも必要なのではないかと。行政の助けを待っているんだけど、誰に言ってもいいか分からない家族や若者がいるわけですよ。それを、ぜひいろんな形でそういう相談があったら、ぜひいつでもいらっしゃいと手を差し伸べる、そういう施策をとっていただきたいなというふうに思うのですがいかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

現状認識として社会が複雑多様化しておりまして、価値観も多様化しております。当然こういった状況があるということは、私は否定しているなにもありません。

ただ、私どもは、今まで標茶町としてこういったことに対しても、十分に対応してきたんだということを、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、それと、個人情報と本人のプライバシーの尊重に関しては、この法律の中でも、非常に重要視されておりまして、その法律を尊重すれば、相談がなければ調査のために出向くことというのは、これは現実問題としては不可能だということも、ぜひご理解いただきたいと思っております。私どもが広報の手段としてこういうことでお悩みの方があれば、困っている方があれば、ぜひ、町のほうに相談をしてくださいという広報をすることはそれは可能でありますし、これからも続けてまいりたいと思っておりますけども、そういった状況でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

続いて、5番・菊地君。

（何か言う声あり）

○5番（菊地誠道君）（発言席） 「やすらぎ園」の待機者解消のための町の福祉政策についてお伺いしたいと思います。

今日の様々な社会情勢の不安が伝えられる中、高齢者福祉においても様々な問題を抱えていると思われれます。特に「やすらぎ園」への入居希望の相談が多いと聞いておりますが、町としてどのような対応をされているのか伺います。

一点目でございますけども、現在の特養施設「やすらぎ園」への待機者は124名で、そのうち町内待機者が91名、その中で要介護4、5の方が36名と聞いております。この数字につきましては、先に開催されました町政懇談会での課長からの数字で、10月31日現在のものであるとのことです。

そこでお聞きいたしますが、第4期の高齢者保健福祉介護保険事業計画の中で、待機者の解消のために「やすらぎ園」の増床については、現実的には大変困難な状況にあるが、第4期以内に「釧路圏域内」における「増床数」を確保する協議を進めるとありますが、その後どのような内容で推移されているのか伺います。

二点目でございますけども、軽費老人ホーム駒ヶ丘荘については、平成20年6月の制度改正でA、B型の分類が廃止された事を受けて、町としては認知症を伴わない自立生活困難者の中間施設として、これも第4期計画中に駒ヶ丘荘の一部または全部を特定施設入居者生活介護施設への転用することを含め、時代要請に合わせた利用の検討を進めるとありますが、その後の経過について伺いたいと思います。

三点目になります。先に示された町立病院の改革プランの中で、今後病床数を削減した場合の有効活用として、やすらぎ園の待機者解消を図ることも検討されていると思うが、どのような状況か伺います。

最後になります。四点目、現在町内では、民間による高齢者対応の施設が建設されてきておりますが、公共施設と比較し利用料に格差があると聞いておりますが、それらについて町としてどのように把握しているのか伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 5番・菊地議員の「やすらぎ園」の待機者解消のための町の福祉政策についてのお尋ねにお答えいたします。

お尋ねのやすらぎ園の待機者は、11月末現在、町内居住者91名、町外33名で、町内待機

者のうち要支援・要介護なしが2名、要支援者が2名、要介護1が5名、要介護2が14名、要介護3が32名、そして要介護4が24名、要介護5が12名となっております。

一点目のやすらぎ園の増床についてであります。介護保険法に基づく老人福祉施設につきましては、第4期北海道高齢者保健福祉・介護保険事業計画の釧路圏域では、特別養護老人ホームの計画定員に対し、100床ほど不足している現状であります。

現在、平成23年度まで廃止の方針であった介護療養型病床が、政権の交代により廃止方針の凍結が打ち出され、介護療養型病床の老人保健施設や特別養護老人ホームなどへの療養病床転換推進計画の見直しも必要となることから、釧路圏域における療養病床の転換の推移や待機者の介護度の状況などとともに、介護保険料への影響なども検討し、やすらぎ園の増床については、関係機関と協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に軽費老人ホーム駒ヶ丘荘につきましては、標茶町第4期高齢者保健福祉・介護保険事業計画において自立困難者を対象とした中間施設として介護保険の対象である特定施設入居者生活介護施設へ一部転用することを含めて、時代の要請に合わせた利用の検討を進めていくことになっております。

軽費老人ホーム駒ヶ丘荘の特定施設入居者生活介護施設への検討状況ではありますが、これまで、内部で検討を2回開催したほか、駒ヶ丘荘入居者へのアンケート調査の実施、釧路支庁と特定施設入居者生活介護施設へ転用することについて協議などを行ってきております。

釧路支庁との事務協議では、駒ヶ丘荘の一部を特定施設入居者生活介護施設への転用については、介護保険法の施設基準を満たすため、多額の改修費用が必要となる見込であります。

また、入居者へのアンケート調査結果では、29世帯からの回答で、将来の生活をどのように考えているかとの設問について、「食事サービスや介護サービスがあるケアハウスで生活したい」との回答が1件しかなく、一番多かったのは「体が動ける間は駒ヶ丘荘で暮らしたい」が12件あり、2番目に多かったのは「体が動けなくなったら介護老人福祉施設で生活したい」が5件という結果でありました。

このような状況を踏まえつつ検討したところ、特定施設入居者生活介護施設を整備する場合には、現在の駒ヶ丘荘を特定施設入居者生活介護施設に改修する費用と、新規に建設する費用が変わらないことから、駒ヶ丘荘については、今までどおり継続して自立した方を対象にした施設としていくことが好ましいと考えているところであります。

これからも特定施設入居者生活介護施設の設置について検討を進めてまいります。利用者ニーズがどの程度あるのか探っていく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目の町立病院の改革プランの中で病床数を削減した場合の削減病床を介護老人福祉施設として活用することについては、釧路支庁との協議を行っており、現在の関係法令

の中では、病院の施設、浴室、食堂などを介護老人福祉施設と共用することはできないことから、介護老人福祉施設の指定を受けるためには、別に専用の施設を持たなければならないとなっているため、削減病床を介護老人福祉施設として活用することは、困難でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

四点目の民間の高齢者対応の施設と公共施設との利用料格差であります。現在、町内における高齢者対応施設のうち、介護保険法の適用されない施設としては、町が設置しております軽費老人ホーム駒ヶ丘荘、独居老人住宅敬老荘があります。

また、民間が設置している施設としては、高齢者専用下宿が新たに開設されております。

介護保険適用施設につきましては、介護保険法に基づき利用料が定められておりますが、他の法律等の適用を受けない施設については、設置者が決める仕組みとなっております。

なお、各施設における利用料は、施設設備やサービスの内容等により設定されることから、利用料の格差について、言及することは適切でないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） ただいまの町長の答弁の中で、いろいろとこれだけ問題が、皆さん認識しているにもかかわらず、なかなか、いざ改善に向かっての方法がないような感じもいたします。

そこで、増床については、管内では100ぐらい不足していて、持続して協議しているとお話ですけれども、実際、管内においても増床について、厚岸町ではベット数を増やしているという新聞報道もありましたし、あるいは駒ヶ丘荘についても転換をいろいろ検討したら無理だということで、なかなか確かに難しい問題だと思います。そこで聞きたいと思えますけれども、これだけいろんな問題を抱えて、ここ何年このやすらぎ園の増床を求める声があるにもかかわらず、なかなか改善されないということは問題だと思いますし、そこでこういった取り組みと平行して最近、最後に質問いたしましたけれども、民間による高齢者向けの住宅が町内においても増えてきているということなので、そっちのほうに先にお聞きしたいと思えます。

この高齢者向けについては、町内においては、私、今回、今まで勉強不足な点もあって、いろいろと町で出されました介護保険計画を再度勉強させていただきました中で、やっぱり問題にするのは、ここ何年も同じような状態で推移しているということでないかと思えます。そこで、この高齢者向けの住宅、最近町でもやっと民間の、今までも民間のグループホームみたいなものができて、更にごく最近になって、高齢者向けの共同住宅が建ってきているということなのですが、これらについては、町内では割と新しいのですが、北海道においてはかなり増えてきているということ、新聞等の報道でお見受けいたしまし

た。そこで、こういったやすらぎ園にしても軽費老人ホーム駒ヶ丘荘についても、なかなか実際は増床に結びつかない、そういったことでその受け皿として、民間によるそういった高齢者向けの共同住宅が出てきたのだと思いますけども、これらについて町としては、これも介護保険計画の中で、なかなか増床についてはいろいろ協議しているが難しいということで、できれば民間によるそういった活力を期待して、それができた場合には、積極的に支援をしたいということも載っておりますので、それらについてまずお聞きしたいと思います。どのような支援が可能なのか、考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 今月に町内で、高齢者の専用下宿が新たに開設されておまして、これにつきましては、純粹に民間の施設でありまして、町として独自に支援ということは考えていなく、あくまで介護保険という中で経営者の方が判断されて実施しているものと、そのように考えております。

ずっとお答えをしておりますように、基本的なところは国の療養に対する考え方が、今までは何が何でも力づくで減らしていくという考え方だったということが、非常に新たな私どもが要望するときにネックになって、ハードルになっていったということをご理解をいただけたと思いますし、それについては新たな政権が方向転換をするということは、一応掲げられておりますけども、どういう形で行うのかというのがまだ明示されていない状況の中で、今後、高齢者のなんていいますか、住み続けられる施設に対する考え方というのが、この国の大きな方向転換によって私どもも当然変わっていくものだと思っておりますし、結局、高齢化、長寿化の進展に伴って増えてくる、こういったニーズに対して、国が的確に対応していただければ、おのずと町村としてそれに対応していける道が見えてくるのではないのかなとそのように考えております。現時点においては、その民間の方が12月から開始されていることにとっては、町として現時点においては、特別な支援というのは考えておりませんが、そういったのが出てくることについては歓迎をしております。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） なかなかただいまの答弁の中で、これらの施設は介護保険適用外だから、なかなか難しいということだと思います。直接的な支援というのはね。そういうふうに理解しました。

やすらぎ園のこれだけ絶対数が不足している訳ですから、根本的な解消というのはなかなか、先ほど最初の町長の答弁中でも難しいというのが実態だと思いますけども、ここで今回たまたま駒ヶ丘荘の転用についてもなかなか難しいというお話でしたし、このまま4期の26年度までの総合計画の中では、現在いろいろ要望のある増床については、なかなか難しいというのは今の話からみても理解しました。そこで、今回たまたま景気対策等含めて国の予算がついたので、やすらぎ園の改修、あるいはいろんな面で増床に向けてやっておりますけども、根本的な解消にはなかなかならないのかなと、そんな感じも受けております。

そこでお聞きいたしますが、このやすらぎ園の建物自体が、ちょっと質問がそれで議長から止められそうですけども、建物もかなり古い、それから当然ベット数も足りない、そういうことで計画の中では難しいと思いますけども、近い将来このままでいくと足りないままずっと何年も推移されるような状況ではないかなと自分なりの推測もされます。そこで、この計画では26年度までですけども、それ以後の町の近い将来といたしますか計画の中で、やっぱり標茶、これだけの土地と温泉もありますし、これだけ皆さんが期待しているわけですから、そういったそういう施設を、それらも含めてやっぱり本格的にそういった建物の移設、新築も含めて、今からでも片隅にでも考えておくべきではないのかなと、そんな自分なりの考えもありますけども、それらについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ぜひご理解をいただきたいのは、先ほど言いましたように、国の基本的な考え方が、療養型病床を増やさないというのが今までの基本的な考え方でありまして、それが、その中で釧路圏域では確かに100床ほど不足しているけれども、新たな許可については非常に困難だということ。厚岸さんが20床確かに増床されましたけども、厚岸さんは人口1万2,000人に対して、50床プラス20床ということでございます。標茶町につきましては人口8,500人に対して現在100床あるということでありまして、これは釧路圏域全体でのお話になりますので、単純に標茶町のほうで要望したからといってこれが認められるわけではない。ただ、そのことの根本である国が療養型の病床を増やさないという考え方が変換される可能性が出てきているということが非常に大きな変化だということ。ただそれが、どういう形になっていくのか。介護保険全体も含めてこれは医療保険もそうですけども、全体が見えないんです。スキームが見えないもんですから方向転換はする、凍結という方針は出してますけども、これから先どうするのかということが見えないということが非常に大きいわけですし、私ども国の方針にのっとって、法律にのっとっていわゆる本町の療養施設について、どう考えていくかということになるろうかと思っております。現時点では現在といたしますか、9月までの前政権の下の中では非常に困難であったこと。ところが、先ほども病院の療養型への転換のときも申し上げましたけども、現在の現時点での考え方では、そういったように非常にハードルが高いと。ところが療養型病床を増やすという国の方針が転換されれば、それにのっとってどういう方針が出されてくるのかというのが、それが現在見えてないということでございますので、ぜひ今後とも療養型病床が削減される方向で続いていくという状況にはないということ、私どもはそういうふうにご期待しておりますので、それも含めてご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 何となく理解はしているのですが、なかなかそういった制度的なこともあって、実際は皆が要望しているにもかかわらず、やすらぎ園の増床については難しい状況にあるというような、今のお話しの中でも理解せざるをえないという感じのござ

いますけども、先ほどの高齢者向けのいろんな住宅に戻りますけども、そういった公的機関が足りないがために、民間のいろんなグループホームであるとか宅老であるとかいろんな、今回少し勉強しましたけども、介護保険適用の施設とそれから介護保険適用外の施設といろいろ分けているんですね。長い名前もありますけども、そういったことで民間がそういったことに進出してくるといいますか、出てくることによってそういった公的機関が足りない部分を補っているという点では、私はもう少し保険適用外であっても、町として何らかのやっぱり支援というのは必要でないかと。町長はさっき出来ないと言いましたけど、考えるべきでないのかなとしつこくお聞きしておきます。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ぜひご理解をいただきたいのは、国の制度の中で私どもが出来ることというのは非常に限定をされているということでもあります。

記憶に新しいところでは、今年の冬でしたか、無許可の高齢者の施設で火災があつて10名の方が亡くなったということがあります。いわゆる国の考え方がきついがために民間基準が非常にハードルが高い。でも現実問題ですとニーズがあつて受け入れている所で、あーいった悲惨な状況があつたということ、これ事実なんです。このことを国が放置しているのかということは、やはり私どもは強く言っていかなければいけないと思いますし、介護の問題にしても、これは現実問題としては、民間が経営をして成り立っていくような保険でなければ、これは持続的にとといいますか成り立っていないのは事実でありまして、だからそこら辺も含めて、結局、介護・医療トータルのパッケージの話として、いわゆる増えていく高齢者、長寿化の進む中でどういった国として方針を示していくのか、そのことが一番大事なのではないのかなと思っております、私どもとしてはやはりそういった国に対して、実態を把握してどういう対応がいいのかということをやはり要請をしつづけていくと、そのことが一番大事なのではないかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） しつこくお聞きします。

今、町長のご答弁いただいたこと、私も新聞で読みました。そういった適用外の施設が町内においては本当に出始まったばかりですけども、実際これによりますと札幌なんかかなり増えてきて、やっぱり今町長がおっしゃったいろんな事故もあるし、やっぱりこのまま放っておけないということで、この中では高齢者の共同住宅に対しては、札幌市が積極的に奨励制度を設けて、支援に乗り出すということを書いているわけですから。いくら数少なくともこれから公的機関を補ってそういった民間の施設が出てきて助かったでは、私は町として積極的に何らかの対策というのはあるべきでないかと思えます。

たしかに、行政として監督責任もないですし、高齢者住宅というのは、私、質問の中でちょっと言葉が足りなかつたので、こういう質問させていただきましたけども、民間のグループホームからみれば、やっぱり住宅も少し安いし、私ちょっとお話を聞いてきた中で

は、どういう方がここに入られるのですかと聞きました。そしたら、病院から出されて、そういった施設に入りたいたいんだけど、公的やすらぎ園には入れないと。認定のいろんな関係もあって。しからば、その民間のグループホーム等に入れば金額が高すぎて入れないと。そういったことで、中間的な、こういった表現をしたらいいのか、値段でいえば中間的な有料より安くて公的より少し高いぐらいの間の人たちが行き場がなくて、そういう所に入るんだと。三食食事ついて、たまたま今回は介護者が近くに居るということで、申込みされる方が多いと、そう聞いておりますし、町長が立場上、やりますと言えないのだろうけど、もし、こういったいろんな民間の施設が公的不足分を補って、一端を担っているとすれば、やっぱりもう少し暖かい配慮があっていいのかなと。そんな、どうしてもやっぱりそこに引っかかるので、最後になりますけども再度お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 繰り返しになろうかと思えますけども、ぜひご理解をいただきたいのは、高齢者の問題はこれは公的機関がすべて担わなければいけないということではないわけでありまして、実際に高齢者住宅を始められる方も、これが経営として成り立つからスタートされるわけで、介護保険の制度というのもそういう具合になっているわけで、先ほどいろんな問題ありましたけど、私は一番の問題は療養型の病床を認めない。それは介護保険であり医療保険であり認めないというのは、これ国の基本方針です。いわゆる社会的な入院を認めないということで、病院から出された人たちが、いわゆる治療の必要がない人たちが出された人たちが行き場所がない。これ社会全体の問題でありまして、先ほど何度か申し上げてますように、いわゆる療養型の病床といいますか、療養という概念を高齢者が増えていく、長寿化が進んでいく中で、このニーズが増えていくということを国のほうで、これは直視して対峙していただかないと解決はしないわけです。それをすべて公的な機関で担えということにはなっていないわけでありまして。そこはぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 私は、いくら要望があっても、公的機関といえばやすらぎ園ですけども、やすらぎ園にはなんだかんだ皆さんが要望している、頼っているということを言っているのではなくて、町長はそうおっしゃいますけども、だから公的機関を、足りない部分を民間が担っている点からみて、もちろん民間も経済的なあれで成り立たなかったら、おそらくやらないと思えますよ。それにしても、そういった一役を担っているわけですから、いくら適用外であってもなんら支援もないというのは私はどうしても納得出来ないのですよね。町長ただいまおっしゃっていた公的機関なんだかんだ頼るんでないと言っているけど、私そんなこと言っていないよ。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思えます。

いわゆる老後の場所としていろいろがあるわけですよ。実際には。施設もあれば高齢者

専用の賃貸住宅もあれば特別養護老人ホームがあれば介護付きの有料老人ホームもあるわけです。それはそれなりにすべていわゆる必要な使用料といいますか、賃貸料といいますかほかございます。どれを選ぶかについていいますと、基本的には本人が決めることであります。民間で例えばこういったターゲットに向けて、こういったサービスを提供した場合に、介護保険の適用になる事業所もあるわけです。介護保険、それは公的機関であろうと民間であろうと同じわけです。ただそれは、何から何んでも介護保険の適用になるかといったらそうならない部分もある。それと自立出来る方たちに関していうと、町の施設もありますし、今回みたいに三食付の下宿ということもあります。その経営者として判断されて、高齢者下宿をされる方たちに対して、町としてどういった支援が出来るかということに関していいますと、具体的に例えば経済的な支援をすとか、そういうことに関していうとそれは現時点においては想定をしておりませんということであります。

ただ、地域の中でそういったことを実際に始められる方たちに対して、町として地域、町内会としてどういった支援が出来るのかというのは、これはまた別の問題でありまして、住民としてのいろんなサービス提供について、いろんな場面で私どもが現時点では想定できないところで検討するということは、それは可能だという具合に考えております。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 私の聞き方が悪かったのか、ちょっと誤解された部分もあります。

私は、今町長が言われた経済的にいろんな補助をしれとかそんなことを言っているのではなくて、やっぱり町として、例えばそこにお年寄りが、例を出してあまり適切ではないかもしれませんが、もともとはそこは民間の業者でしたから、例えば、適切かどうかちょっと分かりませんが、冬になったら除雪は純粹たる民間だから、除雪は自分でやっている。そして今回たまたまそういったお年寄りが何人か、何人入るか詳しく聞いていませんけども、入るということでそういった側面から、例えばお年寄りが何人か住むから、ちょっと近くまで来た除雪車が回ってくれないとか、そういうことを、それを含めた私がいっている支援というのはそういうことなんです。そういうことを町として出来ないのかお聞きしているんです。経済的に援助すとか、そんなこと私は言っていないよ。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思っております。

原理原則の話として、私有地の中で私道に対しては、これは町のほうで除雪をするということにはなっておりません。

ただし、高齢者の単身所帯であるとか、地域会、町内会のほうでやはりここについては、なんといいですか、例えば除雪をしてほしいとか、要望があればそれは状況等によって除雪をしている場合もあります。ただ原理原則の話として、デベロッパーがそれを本来であれば負担するのが私は筋だと思っております。その原則をやはり町として見直すということにはなりません。ただ、議員がおっしゃりますように、多くの高齢者の方たちがそ

ここに住まわれることになれば、一切原理原則に基づいて、町は一切何もしないとそういうことを私は申し上げているのではなくて、ただ原理原則はそうですよと。ただし、まさかの時にどういった対応が出来るのか、それについては関係課で対応を、何が可能かについては協議しろという指示は、私は出しております。現実において何が出来るかわかりませんが、それについてはご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） もうこれ以上かみ合わないのでやめますけども、そういった温かい、町長が今最後に言われた原理原則でないにしても、そういった側面からの支援を何か出来ないのですかと聞いているだけなんですよ。

終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、5番・菊地君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎議案第70ないし議案第71号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。議案第70号・議案第71号を一括議題といたします。

議題2案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第70号・議案第71号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案2案につきましては、各組合等の組織構成市町村の数の減少となる要因が、町村合併による同一要件であることから、一括説明とさせていただきます。

北海道市町村備荒資金組合と北海道後期高齢者医療広域連合のそれぞれの組織団体であります上湧別町と湧別町が本年10月5日に合併し、新たに湧別町となったことから、それぞれの組織する市町村の数が減少することになりましたので、議会の議決をいただきたく提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第70号、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数の増減について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合を組織する市町村の数を次のように増減することについて、議会の議決を求める。というものであります。

記といたしまして、

1 組合を脱退する市町村 上湧別町、湧別町

2 組合に加入する市町村 湧別町

3 脱退及び加入の日 組合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とするものでございます。

次ページにまいります。

続きまして議案第71号です。

北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の数の増減について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村から、次のとおり市町村を増減することについて、議会の議決を求める。というものであります。

変更内容は先ほどと同じように上湧別町と湧別町の合併によるものでございます。

記

1 広域連合を脱退する市町村 上湧別町、湧別町

2 広域連合に加入する市町村 湧別町

3 脱退及び加入の日 広域連合を組織する市町村の数の増減について、地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可のあった日とする。というものでございます。

以上で、議案第70号・議案第71号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。質疑は議案ごとに行います。

初めに、議案第70号から行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） なければ、議案第71号の質疑を終わります。

以上で、議題2案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第70号・議案第71号は原案可決されました。

◎議案第72号

○議長（鈴木裕美君） 日程第12。議案第72号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君）（登壇） 議案第72号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、北海道の平成21年度地域政策補助金による福祉車両導入事業により、デイサービス事業の送迎用車両として使用してまいりました平成5年度導入の走行距離数、43万6,200キロに達した老朽化が進んでいる現車両の更新用として導入を図るものであります。

本車両の特徴は、利用者のうち車いす利用者を最大4名乗車出来るものとなっています。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第72号、車両の取得について。

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

1 取得車両の名称及び数量 小型バス（車いす乗降対応車）1台 車種は資料のとおりトヨタコースターでございます。

乗車定員についてですけれども、車いす4台最大使用時ですけれども座席利用人数が16名となります。ちなみに車いす3台使用時には座席利用が18名、2台については24名の座席利用数というような形になります。

2 規格及び形式はコースター PDG-XZB50-VTPCNMです。

3 取得価格 740万円

4 取得の相手方 川上郡標茶町麻生7丁目35番地、太陽自動車工業株式会社、代表取締役澤田尋之でございます。

なお、入札につきましては、議案説明資料のとおり11月27日に、町内業者6社にて執行いたしました。

以上で、議案第72号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第72号は原案可決されました。

◎議案第73号

○議長(鈴木裕美君) 日程第13。議案第73号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長(玉手美男君)(登壇) 議案第73号の提案の趣旨並びに内容についてご説明をいたします。

本案につきましては、町民の皆さんにご利用いただいております標茶町民交通傷害保険制度について取り扱い保険会社より、翌年度からの取り扱いを中止せざるを得ない旨、申し出がありましたので条例提案をするものであります。

経緯といたしましては、町民交通傷害保険制度そのものが、昭和45年から交通安全基本法施行により交通指導員制度創設を始め、各種の交通安全施策の一環として全国町村会を通じて、各自治体において安価で手軽な保険として導入されてきております。本町においても平均1,000名程度の方が加入されるなど、現在に至っております。

しかしながら、保険創設以降の一層の車社会の振興や個人志向の変化、社会状況の変化等により、保険業総体が交通傷害保険単体から総合保険にシフトする見直しが行われたことによりまして、今般、保険引受会社から申し出があり、現行の保険引受制度を平成21年度をもって終了せざるを得ない状況ということで、ご理解を願いたいというご案内であります。

町では保険継続に向けて、他の引受会社を含めまして再検討のご依頼をしておりましたが、総合保険の中の特約保険として、保険料算定について考えられても、単一保険での存続はありえないとの、各保険会社等の方針が変わっていないということであります。

大変残念ではございますが、今回、廃止条例の提案をさせていただいております。

以下、内容についてご説明をいたします。

議案第73号、標茶町民交通傷害保障条例を廃止する条例の制定について。

標茶町民交通傷害保障条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。というものであります。

次ページでございます。

標茶町民交通傷害保障条例を廃止する条例。

標茶町民交通傷害保障条例(昭和44年標茶町条例第33号)は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行する。というものでござ

ざいます。

以上で、議案第73号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号は原案可決されました。

◎議案第74号

○議長（鈴木裕美君） 日程第14。議案第74号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第74号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、シラルトロ運動広場設置条例を廃止する条例の制定についてありますが、昭和60年より憩の家に隣接し、地域住民の憩いの場所及びレクリエーション施設として設置しておりましたシラルトロ運動広場ではありますが、キャンプ場として再整備したことに伴い廃止するものでございます。

また、併せて関連する条例として、標茶町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部についても、改正したいというものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第74号、シラルトロ運動広場設置条例を廃止する条例の制定について。

シラルトロ運動広場設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

次ページであります、シラルトロ運動広場設置条例を廃止する条例。

シラルトロ運動広場設置条例（昭和60年標茶町条例第17号）は、廃止する。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(標茶町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正)

2 標茶町公共施設の暴力団排除に関する条例(平成9年標茶町条例第12号)ですが、これは暴力団の公共施設利用の制限を行う条例であります。

の一部を次のように改正する。

第3条、これは使用の制限をする施設を表します。

第3条中第5号、これがシラルトロ運動広場であります。

を削り、第6号を第5号とし、第7号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。というものであります。

以上で、議案第74号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号は原案可決されました。

◎議案第75号

○議長(鈴木裕美君) 日程第15。議案第75号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長(妹尾昌之君)(登壇) 議案第75号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、住民課所掌条例の見直しによる条例改正で、法律改正による引用条項の改正、法制執務上の整理及び文言整理し所要の改正を行うものであります。

以下、内容について説明いたします。

議案第75号、標茶町畜犬取締及び野犬掃とう条例等の一部を改正する条例の制定について。

標茶町畜犬取締及び野犬掃とう条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページにまいります。

標茶町畜犬取締及び野犬掃とう条例等の一部を改正する条例。

(標茶町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部改正)

本条例は法制執務上の整理及び文言整理であります。

第1条 標茶町畜犬取締及び野犬掃とう条例(昭和34年標茶町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、もつて」を「、もって」に改める。

第2条第3号中「、緬羊」を「、綿羊」に改め、同条第4号中「くさり」を「鎖」に改める。

第3条の2第1項第1号中「人畜」を「人又は家畜」に改める。

第5条中「きよう正」を「矯正」に改める。

第8条中「、当該職員の監督の下に町長の指定する野犬掃とう員」を「、野犬掃とう職員又は当該職員の監督の下に町長の指定する野犬掃とう員(以下「野犬掃とう職員等」という。)」に改める。

第9条中「、当該職員」を「、野犬掃とう職員等」に改める。

次ページへまいります。

第10条中「当該職員及び野犬掃とう員」を「野犬掃とう職員等」に改める。

第12条第2項中「5万円」を「、5万円」に改める。

(標茶町火葬場条例の一部改正)

本条例は文言整理であります。

第2条 標茶町火葬場条例(昭和42年標茶町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「もの」を「者」に改める。

(標茶町ウタリ住宅改良資金貸付条例の一部改正)

本条例はアイヌ文化の振興並びにアイヌ伝統等に関する法律の施行に伴う文言整理であります。

第3条 標茶町ウタリ住宅改良資金貸付条例(昭和51年標茶町条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名中「ウタリ」を「アイヌ」に改める。

本則中「、ウタリ」を「、アイヌ」に、「ウタリ」を「アイヌ」に改める。

(標茶町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

本条例は法律改正による文言の改正であります。

第4条 標茶町精神障害者医療費の助成に関する条例(昭和54年標茶町条例第14号)

の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

11ページへまいります。

(標茶町墓地及び霊園条例の一部改正)

本条例は法制執務上の整理及び文言整理であります。

第5条 標茶町墓地及び霊園条例（昭和57年標茶町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「種類」を「種別」に改める。

これは、別表の表記と同様にするものです。

第3条第4号及び第4条第3項中「行旅病死者」を「行旅死亡人」に改める。

第6条第3項中「、同条第1項」を「第1項」に改める。

第7条中「至つた」を「至った」に改める。

第11条第1項第1号中「主さい」を「主宰」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「より」を「から」に改め、同条第2項中「附加」を「付加」に改めるということで、この部分は当用漢字の表記にならうものでございます。

第13条第1項中「なつた」を「なった」に改める。

第17条第1項中「毎会計年度ごとに」を削り、同項ただし書中「もの」を「者」に改める。

第21条第1項中「負つて」を「負って」に改める。

第22条中「、第12条第1項第1号」を「、第12条第1号」に、「あつた」を「あった」に改める。

第23条中「、町長が別に」を「、規則で」に改める。

12ページへまいります。

(標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

本条例は法制執務上の整理及び文言整理であります。

第6条 標茶町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中「。以下「自治法」という。」を削る。

第14条中「ときは、その申請に基づき第13条」を「町民から申請があったときは、前条」に改め、同条第1号及び第2号中「者」を「世帯」に改める。

(標茶町狂犬病予防法施行条例の一部改正)

本条例は文言の整理であります。

第7条 標茶町狂犬病予防法施行条例（平成12年標茶町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表手数料を徴収する事務の欄中「法令」を「政令」に改める。

第3条中「持つて」を「もって」に改める。

第4条中「並びに財団」を「、財団」に改める。

(標茶町介護保険条例の一部改正)

本条例は法律改正による引用条項の改正であります。

第8条 標茶町介護保険条例(平成12年標茶町条例第25号)の一部を次のように改正する。

13ページへまいります。

第6条第1項第2号イ中「、法第51条の2第2項第1号」を「、法第51条の3第2項第1号」に、「法第51条の2第1項」を「法第51条の3第1項」に、「法第61条の2第2項第1号」を「法第61条の3第2項第1号」に、「法第61条の2第1項」を「法第61条の3第1項」に改め、同号ロ中「、法第51条の2第2項第1号」を「、法第51条の3第2項第1号」に、「法第61条の2第2項第1号」を「法第61条の3第2項第1号」に改め、同項第4号ロ中「、法第51条の2第2項第1号」を「、法第51条の3第2項第1号」に改める。

(標茶町介護給付費準備基金条例の一部改正)

本条例は文言の整理であります。

第9条 標茶町介護給付費準備基金条例(平成12年標茶町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条中「現金」の次に「を歳計現金」を加える。

(標茶町地域包括支援センター設置条例の一部改正)

本条例は法律改正による引用条項の改正であります。

第10条 標茶町地域包括支援センター設置条例(平成18年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「法第115条の38第1項」を「法第115条の44第1項」に改め、同条第3号中「法第115条の38第2項」を「法第115条の44第2項」に改める。

第8条中「、町長が別に」を「、規則で」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第75号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号は原案可決されました。

◎議案第76号

○議長(鈴木裕美君) 日程第16。議案第76号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長(妹尾茂樹君)(登壇) 議案第76号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、例規の見直し点検作業により、改正の必要があると判断された標茶町下水道条例の一部改正でございまして、用語の定義、排水設備工事における排水管の勾配規定、雨水の地下浸透に関わるただし書き、使用料徴収に関わる口座振替等の追加を行うとともに、水質管理責任者制度と改善命令を新たに規定するとともに、合わせて条文中の字句の訂正をさせていただくものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第76号、標茶町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページでございます。

標茶町下水道条例の一部を改正する条例。

標茶町下水道条例(昭和61年標茶町条例第24号)の一部を次のように改正する。

用語の整理で特定施設を追加するものでございます。

第2条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 特定施設 法第11条の2第2項に規定する特定施設をいう。

次は排水設備工事における排水管の勾配規定の追加を行うとともに、雨水管の区分を3区分から5区分に細分化し、合わせて字句の訂正を行うものでございます。

第4条第3号中「排水管の内径」の次に「及び勾配」を加え、「右欄」を「中欄」に、表を次のように改める。

排水人口(単位人)、排水管の内径(単位mm)、勾配。150未満、100以上、100分の2以上。150以上300未満、125以上、100分の1.7以上。300以上500未満、150以上、100分の1.5以上。500以上、200以上、100分の1.2以上。

第4条第4号中「排水管の内径」の次に「及び勾配」を加え、「右欄に掲げる内容」を「中欄に掲げる内径」に、表を次のように改める。

次のページでございます。

排水面積（単位㎡）、排水管の内径（単位mm）、勾配。200未満、100以上、100分の2以上。200以上400未満、125以上、100分の1.7以上。400以上600未満、150以上、100分の1.5以上。600以上1,500未満、200以上、100分の1.2以上。1,500以上、250以上、100分の1.0以上。

次は、工事用資材の受注に合わせた訂正と、雨水の地下浸透に関わるただし書きの追加でございます。

第5条第3号中「陶器、コンクリート、れんが」を「コンクリート」に改め、「漏水」の次に「及び地下水の浸入」を、次のただし書を加える。

ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。

第9条は、水質項目に窒素、磷の含有量を追加するとともに、字句の訂正を行うものでございます。

第9条第1項第2号中「5以上9以下」を「5を超え9未満」に改め、同項第3号及び第4号中「以下」を「未満」に改め、同項に次の2号を加える。

(6) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(7) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第10条の前の見出し中「設置」の次に「等」を加え、同条中「設けてこれを」を「設け、又は必要な措置を」に改め、同条第1号中「以下」を「未満」に改め、同条第2号中「5以上9以下」を「5を超え9未満」に改め、同条第4号中「以下」を「未満」に改める。

次は、水質項目の窒素、磷のほかにアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の含有量を追加するものでございます。

第11条第1号中「第147号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同条第2号中「以下」を「未満」に改め、同条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満

(9) 磷含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

第11条第5号中「以下」を「未満」に改め、同号を第6号とし、同条第4号中「以下」を「未満」に改め、同号を第5号とし、同条第3号中「5以上9以下」を「5を超え9未満」に改め、同号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

次に、水質管理責任者制度の追加でございます。

第12条の前に次の1条を加える。

(水質管理責任者制度)

第11条の2 除外施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところにより、そ

の維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅延なく、その旨を町長に届けなければならない。

第13条は、字句の訂正でございます。

第13条第1項中「再開した」を「再開しようとする」に、「遅滞なく」を「あらかじめ」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「法第12条の3」を「法第11条の2、法第12条の3」に改める。

同じく字句の訂正でございます。

第14条第1項中「、下水道法施行令」を「、令」に、「同令」を「令」に改める。

使用料の徴収について、口座振替を追加するものでございます。

第15条第2項中「納入通知書」の次に「、口座振替」を加え、同条第4項後段中「使用料」を「、使用料」に改め、「必要」の次に「がある」を加える。

第16条第2項中「やめた」を「休止若しくは廃止した」に、「、使用水量」を「使用水量」に改める。

次は、改善命令の追加でございます。

第4章の次に次の1条を加える。

(改善命令)

第17条の2 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除外施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除外施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

字句の訂正でございます。

第19条中「当該施設又は工作物その他の物件を設ける」を「当該物件の設置の」に改める。

第20条の2第1項中「下水道法施行令」を「令」に改める。

第20条の3第1項第3号中「個所」を「箇所」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第76号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

1番・田中進君。

○1番（田中 進君） これは単純な質問なのですが、ところどころに1リットルとミリグラムがありますけども、これは簡易記号は使えないの。例えば、図表ではmmというのを使っているでしょ。こういう使い方は不可能なの。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） この水質の単位につきましては、下水道法の施行令のほうでも同じようにカタカナを使ってリットルとかミリグラムというのは使っておりますので、

町の条例もそれに合わせてカタカナ表示ということでさせていただいております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第76号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 2時16分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 1番 田中進

署名議員 2番 黒沼俊幸

署名議員 3番 越善徹

平成21年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成21年12月9日（水曜日） 午後 1時00分開会

- 第 1 陳情第 3号 新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書採択に関する陳情
(厚生文教委員会報告)
- 第 2 陳情第 4号 道立衛生学院の存続を求める陳情 (厚生文教委員会報告)
- 第 3 陳情第 5号 次期選挙までに標茶町議会議員の定数を12名以内に削減を求める陳情
- 第 4 議案第77号 平成21年度標茶町一般会計補正予算
議案第78号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第79号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第80号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第81号 平成21年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第82号 平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 5 議案第83号 固定資産評価審査会委員の選任について
- 第 6 意見書案第 6号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについての陳情
- 第 7 意見書案第 7号 道路の整備に関する意見書
- 第 8 意見書案第 8号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書
- 第 9 閉会中継続調査の申し出について（総務委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（産業建設委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第77号 平成21年度標茶町一般会計補正予算
議案第78号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第79号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第80号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第81号 平成21年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第82号 平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算
(議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、
議案第81号、議案第82号審査特別委員会報告)
- 追 加 意見書案第 9号 新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書

意見書案第10号 道立衛生学院の存続を求める意見書
追加 閉会中継続審査の申し出について（総務委員会）

○出席議員（15名）

1番 田中進君	2番 黒沼俊幸君
3番 越善徹君	4番 伊藤淳一君
5番 菊地誠道君	6番 後藤勲君
7番 林博君	9番 末柄薫君
10番 舘田賢治君（午後2時30分早退）	11番 深見迪君
12番 田中敏文君	13番 川村多美男君
14番 小林浩君	15番 平川昌昭君
16番 鈴木裕美君	

○欠席議員（1名）

8番 小野寺典男君（遅参午後1時55分着席）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

佐藤吉彦君
服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員15名、欠席1名であります。

(午後 1時00分開会)

◎陳情第3号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。陳情第3号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・川村君。

○厚生文教委員会委員長(川村多美男君)(登壇) 陳情第3号。今定例会において、本委員会に付託されました、陳情第3号、新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書採択に関する陳情について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月8日に委員会を開催し審議を行いました。

新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟において「消滅時効」の援用を行うことなく、公正な裁判を求めるものであり、審査の結果、願意妥当と認め、本委員会は採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書案については厚生文教委員会の発議とすることといたしたいと思いません。

以下、内容を説明いたします。

陳情審査報告について。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

陳情第3号、件名、新・北海道石炭じん肺第3陣訴訟について「消滅時効」の援用に反対する意見書採択に関する陳情。

審査の結果、採択すべきもの。

以上で報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

陳情第3号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第3号は、採択と決定いたしました。

◎陳情第4号

○議長(鈴木裕美君) 日程第2。陳情第4号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・川村君。

○厚生文教委員会委員長(川村多美男君)(登壇) 陳情第4号。今定例会において、本委員会に付託されました、陳情第4号、道立衛生学院の存続を求める陳情について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月8日に委員会を開催し審議を行いました。

深刻な医療、看護現場の人材不足が社会問題となっている中で、道立衛生学院廃止案は地域医療の崩壊を加速させるものであり、審査の結果、願意妥当と認め、本委員会は採択すべきものと決定いたしました。

なお、意見書案については厚生文教委員会の発議とすることといたしたいと思いません。

以下、内容を説明いたします。

陳情審査報告について。

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告します。

陳情第4号、件名、道立衛生学院の存続を求める陳情。

審査の結果、採択すべきもの。

以上で報告を終わります。

○議長(鈴木裕美君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

陳情第4号に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、採択することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第4号は、採択と決定いたしました。

◎陳情第5号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。陳情第5号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情第5号は、総務委員会に付託いたします。

◎議案第77号ないし議案第82号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号を一括議題といたします。

議題6案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第77号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年度標茶町一般会計補正予算（第5号）であります。各事務事業の精査を行う中で、それぞれ減額増額補正を行うとともに、猛威を振るう新型インフルエンザへの対応、住みよいまちづくりへの体制構築、牧場体制強化、また降雪期を迎え対策を磐石なものとするため、除雪対策費を計上するものであり、歳入歳出それぞれ4,840万を追加し、総額を104億3,789万8,000円にしたいというものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、新型インフルエンザ対策としてワクチン接種補助ほかで446万3,000円、町内会街路灯エコ電灯化で1,085万6,000円、防災情報通信設備で958万7,000円、牧場体制強化で2,700万円、除雪対策費では1億244万4,000円を追加したところであります。

他会計の繰出しにつきましては、国民健康保険事業事業勘定特別会計は21万4,000円の追加、介護保険特別会計は保険サービス合わせまして800万3,000円の減、上水道事業会計

は31万1,000円の減、下水道事業特別会計は286万円の追加となっております。

一方歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、さらに普通地方交付税1億5,857万2,000円、繰越金548万2,000円を充当するなどにより収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為で1件、地方債で3件を提案させていただいております。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお開きください。

平成21年度標茶町一般会計補正予算（第5号）。

平成21年度標茶町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,840万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億3,789万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正であります。

新たに1件を追加するものであります。

事項につきましては、農業経営基盤強化資金で平成21年度上期であります。期間につきましては平成22年度から平成45年度、限度額につきましては融資額2億1,530万円に対する利子補給（年0.30～0.32%）で710万8,000円であります。

28ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額は、710万8,000円を追加し65億4,017万円となりまして、当該年度以降の支出予定額につきましては、710万8,000円を追加して23億2,998万4,000円となりまして、平成21年度支出額については変更はございません。財源内訳につきましては、特定財源で2億2,667万5,000円、その他で19億5,414万6,000円、一般財源で1億4,916万

3,000円であります。

6 ページにお戻りください。

第3表 地方債補正でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業の1億2,960万円から標茶中茶安別線道路改良で100万円を減額し1億2,860万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以下についても同様でありますので省略をさせていただきます。

起債の目的、6 地域活性化事業の280万円から公園整備で10万円を減額し270万円とするものであります。

起債の目的、7 臨時財政対策債につきましては、3億4,260万円から22万5,000円を減額し、3億4,237万5,000円とするものであります。

合計で申し上げますが、起債の限度額7億5,520万円から132万5,000円を減額し、補正後の限度額を7億5,387万5,000円とするものでございます。

29ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書でございます。合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みの中、当該年度中起債見込額は、補正前の額7億5,520万円から補正額132万5,000円を減額し、補正後の額を7億5,387万5,000円とするもので、当該年度末現在高見込額は補正前の額108億9,607万8,000円から補正額132万5,000円を減額し、補正後の額は108億9,475万3,000円となるものであります。

以上で、議案第77号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第78号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、歳出では釧路根室広域地方税滞納整理機構負担金の追加、平成20年度給付負担金及び北海道特別調整交付金の精算による償還金の追加。保険給付費では、半期の給付実績に伴う給付費の組み換え。歳入では国民健康保険税の賦課実績による減額、介護従事者処遇改善特例交付金及び出産育児一時金補助金の国庫補助金の追加、平成19年度老人保健医療費拠出金還付金の追加が主なものであります。

なお、本案につきましては11月30日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、予算書に従いまして、説明をいたします。

平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

平成21年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,022万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いまして説明をしていきます。

9ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開き願います。

2ページ・3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、只今までの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第78号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第80号の提案趣旨並びに内容について、ご説明をいたします。

本案は、平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)で、保険事業勘定では、人事院勧告に伴う給与費の減額と4月1日の介護報酬改定に伴う保険給付費の追加、介護サービス事業勘定では、介護報酬改定に伴う短期入所生活介護事業への資格職員給与費の振り分け及び人事院勧告に伴う給与費の減額であります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成21年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成21年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,452万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,614万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ639万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億609万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」によるというものでございます。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に2ページをお開き願います。

2ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サー

ビス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、只今までの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第80号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第79号、平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は、歳出におきましては給与等の改定に伴う人件費の減額、事業費の精査による委託費、工事費の減額、環境施設補修箇所増加による補修工事費及び消費税及び地方消費税の追加。

歳入につきましては、補助事業の事業内容の変更による国庫補助金の追加。起債事業費の減額等に伴う下水道整備事業債の減額及び一般会計からの繰り出し金の追加を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成21年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成21年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ384万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,563万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正でございますが、ただいままで説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額は1億5,870万円から530万円を減額し補正後の限度額を1億5,340万円に。

2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額2,520万円から150万円を減額し補正後の限度額を2,370万円にするものです。

合計では、補正前の限度額 2 億 240 万円に対して 680 万円を減額し補正後の限度額を 1 億 9,560 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

11 ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略させていただきます。

13 ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書でございますが、合計で申し上げます。

当該年度中増減見込の、当該年度中起債見込額を補正前の額 2 億 240 万円から 680 万円を減額し補正後の額を 1 億 9,560 万円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては補正前の額 37 億 7,943 万 7,000 円から 680 万円を減額し、補正後の額は 37 億 7,263 万 7,000 円となるものです。

以上で、議案第 79 号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 82 号、平成 21 年度標茶町上水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は、給与等の改定に伴う人件費の減額によるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成 21 年度標茶町上水道事業会計補正予算（第 1 号）。

（総則）

第 1 条 平成 21 年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 21 年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第 1 款水道事業収益、31 万 1,000 円を減額し 9,811 万円に、第 2 項営業外収益、31 万 1,000 円を減額し 2,478 万 5,000 円とする。

支出、第 1 款水道事業費用、31 万 1,000 円を減額し 9,257 万 9,000 円に、第 1 項営業費用、31 万 1,000 円減額し 8,213 万 6,000 円とする。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

1. 職員給与費 101 万 1,000 円を減額し 3,187 万 5,000 円とする。

（他会計からの負担金）

第 4 条 予算第 7 条中「2,112 万 9,000 円」を「2,081 万 8,000 円」に改める。

次に予算説明書の説明をいたします。

9 ページをお開きください。

(以下、補正予算書に基づき説明のため、内容省略)

3 ページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業会計資金計画（補正）です。

補正部分のみの説明といたします。

はじめに受入資金ですが、3. 一般会計負担金31万1,000円を減額し2,171万8,000円、6. 前年度繰越金1,024万4,000円を追加し1億5,396万9,000円、これは平成20年度決算によるものです。合計で993万3,000円を追加し補正後の額は3億5,758万3,000円です。

次に支払資金、1. 営業費用31万1,000円を減額し5,956万7,000円、5. 前年度前受金返済71万3,000円を減額し78万7,000円、これも平成20年度決算によるものです。7. 前年度預り金返済1万1,000円を減額し3万9,000円、これも平成20年度決算によるものです。合計で103万5,000円減額し補正後の額は1億9,445万1,000円。

差引では1,096万8,000円を追加し補正後の額は1億6,313万2,000円です。

次のページをお開きください。

給与費明細書でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

6 ページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）でございます。

資産の部、1. 固定資産、(1) 有形固定資産、イ土地から、へ建設仮勘定までの有形固定資産合計は5億8,641万9,000円。(2) 無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は642万3,000円、固定資産合計は5億9,284万2,000円です。

2. 流動資産、(1) 現金預金1億6,313万2,000円、(2) 未収金1,192万1,000円、流動資産合計は1億7,505万3,000円、資産合計は7億6,789万5,000円です。

次のページをお開きください。

負債の部、3. 固定負債、(1) 引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は3,019万7,000円、4. 流動負債、(1) 一時借入金から(4) その他流動負債までの流動負債合計で155万円、負債合計は3,174万7,000円です。

資本の部、5. 資本金、(1) 自己資本金2億267万6,000円、(2) 借入資本金、イ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は4億3,967万円、資本金合計は6億4,234万6,000円、6. 剰余金、(1) 資本剰余金、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は3,929万3,000円、(2) 利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は5,450万9,000円、剰余金合計は9,380万2,000円、資本合計は7億3,614万8,000円、負債資本合計は7億6,789万5,000円です。

2 ページをお開きください。

平成21年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君）（登壇） 議案第81号、平成21年度標茶町病院事業会計補正予算の趣旨並びに内容について説明申し上げます。

本案は、平成21年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）でありまして、収益的支出のうち給与費では人事院勧告に基づく給与改定、制度改定等による給料・手当・法定福利費計2,213万4,000円の減額を行うとともに、2名の看護部職員退職に伴う臨時職員後任補充による賃金・法定福利費で680万円及び毎週末の当直医派遣増に伴う報酬334万5,000円の追加、材料費では薬品費等500万円の追加、経費ではレセプト搬送機の故障等に伴う修繕費412万円及び毎週末の当直医派遣増に伴うハイヤー賃借料136万9,000円などの計2,213万4,000円を追加し予算の補正を行うものであります。

以下、内容につきまして1ページから説明を申し上げます。

平成21年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条（総則）でありまして平成21年度標茶町病院事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条は（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）であります。

平成21年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）（科目）職員給与費（既決予定額）7億1,417万9,000円（補正予定額）1,198万9,000円の減、計7億219万円。

第3条は（たな卸資産購入限度額）でありまして、予算第7条中「1億580万円」を「1億1,080万円」に改めるというものであります。

次に予算説明書に従い説明申し上げます。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書により内容説明のため、記載省略）

次に、4ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。

1. 総括であります。補正前に対する補正後の比較ですが、職員数は特別職が病院運営委員会委員定数減による2名の減、一般職で1人の減、給与費では報酬が334万5,000円の増、給与が811万1,000円の減、賃金が617万6,000円の増、手当で1,098万4,000円の減で計で957万4,000円の減であります。法定福利費は241万5,000円の減で合計で1,198万9,000円の減であります。

手当の内訳は記載のとおりでございます。

以下、5ページから8ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

次に、3ページをお開き願います。

平成21年度標茶町病院事業会計補正資金計画でございます。

補正部分のみで説明いたします。

まず、受入資金でございますが、2の前年度未収金で5,326万6,000円を追加し、計で1億326万6,000円、7.前年度繰越金で855万6,000円を減額し7,229万4,000円。受入資金合計では4,471万円を追加し、計で13億4,131万3,000円であります。

次に、支払資金でございますが、2の前年度未払金で787万4,000円を追加し、計で3,187万4,000円。支払資金の合計では787万4,000円を追加し、計で12億5,820万円であります。

受入資金と支払資金の差引では3,683万6,000円の追加となり、計では8,311万3,000円でございます。

次に、9ページをお開き願います。

平成21年度標茶町病院事業予定貸借対照表（補正後）についてであります。資産の部1の固定資産、(1)の有形固定資産、イの土地からホ車両までの合計で20億7,474万6,000円。(2)無形固定資産はイ電話加入権38万8,000円で合計も同額であります。(3)投資のイ長期貸付金は5億円で、合計も同額であります。従いまして固定資産合計は25億7,513万4,000円となります。2の流動資産は(1)の現金・預金から(4)のその他流動資産までで1億4,329万8,000円で、資産合計は27億1,843万2,000円であります。

次のページへまいります。

負債の部では、3の固定負債は1,322万4,000円で合計も同額であります。4の流動負債(1)の未払金から(3)その他流動負債までの合計は3,101万1,000円で負債合計は4,423万5,000円であります。

資本の部では、5の資本金(1)自己資本金9億38万8,000円、(2)借入資本金は企業債で15億6,749万5,000円、資本金合計で24億6,788万3,000円。6の剰余金(1)資本剰余金については、イ受贈財産評価額とロ国庫補助金までの資本剰余金合計は2億6,533万2,000円、(2)欠損金についてはイの当年度未処理欠損金5,901万8,000円で欠損金合計も同額であります。剰余金合計2億631万4,000円、資本合計で26億7,419万7,000円、負債資本合計で27億1,843万2,000円であります。

次に2ページをお開き願います。

平成21年度標茶町病院事業会計補正予算実施計画につきましては、先の説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

なお、本案につきましては、先に開催の病院運営委員会に諮問し了承を得ておりますことを報告し、議案第81号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題6案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題6案は、議長を除く15名で構成する「議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 4時23分

◎時間延長の議決

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議規則に定められた時刻がせまりましたが、なお、残余の日程がありますので、本日の会議は、あらかじめ延長いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 4時24分

再開 午後 5時43分

◎議案第83号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5。議案第83号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第83号の提案趣旨の説明を申し上げます。

固定資産評価委員会委員の選任についてでありまして、先の定例会におきまして監査委員に選任いただきました田中委員の後任として次のものを選任したいので、議会の同意を求めるといふものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第83号、固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めるといふものであります。

住所は川上郡標茶町川上6丁目19番地、氏名は藤川榮二、生年月日は昭和27年11月20日であります。お手元に配布いたしました経歴書の説明については、省略をさせていただきますが、藤川氏はJA標茶の幹部職員として活躍をされており、本年6月からは信用担当理事として、また7月からは参事を勤められており、人望も厚く、豊富な経験と高い識

見を有しており、適任と考え、ここに提案するものであります。

ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、説明いたします。

以上で、議案第83号の提案趣旨の説明いたします。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第83号は原案同意されました。

◎意見書案第6号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号については質疑を省略することに決定いたしました。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。
これより、意見書案第6号を採決いたします。
意見書案第6号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議がありますので、本案は、起立により採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（鈴木裕美君） 起立多数であります。
よって、意見書案第6号は原案可決されました。
なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第7号

- 議長（鈴木裕美君） 日程第7。意見書案第7号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第7号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第7号については質疑を省略することに決定いたしました。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。
これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第8号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第8号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号については質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 日程第9。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議

規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第77号ないし議案第82号

○議長(鈴木裕美君) 議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎日程の追加

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

ただいま、川村君ほか4名から、意見書案第9号、意見書案第10号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号、意見書案第10号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎意見書案第9号ないし意見書案第10号

○議長(鈴木裕美君) 意見書案第9号、意見書案第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第9号、意見書案第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号、意見書案第10号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第9号、意見書案第10号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号、意見書案第10号については質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第9号、意見書案第10号を採決いたします。

意見書案第9号、意見書案第10号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第9号、意見書案第10号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、それぞれ国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎日程の追加

○議長(鈴木裕美君) お諮りいたします。

総務委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続審査の申し出がありました。

これを直ちに日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、閉会中継続審査の申し出を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎閉会中継続審査の申し出について

○議長(鈴木裕美君) 閉会中継続審査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

総務委員会委員長から、申し出のとおり、閉会中継続審査と決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査と決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成21年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 5時56分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員番 1番 田中進

署名議員番 2番 黒沼俊幸

署名議員番 3番 越善徹